

第101回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第2号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第3号 令和2年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第4号 令和2年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第5号 令和2年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 第66号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 第67号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）
- 第68号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第69号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第70号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第11号））
- 第71号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和3年度神河町一般会計補正予算（第1号））
- 第72号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 第73号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第74号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第75号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第76号議案 神河町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第77号議案 財産処分の件
- 第78号議案 財産処分の件
- 第79号議案 神河町消防団大山分団吉富部消防ポンプ自動車の取得の件
- 第80号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 第81号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 第82号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第83号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第84号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第85号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

- 第 8 6 号議案 令和 3 年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 8 7 号議案 令和 3 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 8 8 号議案 令和 3 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）

神河町告示第101号

第101回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月1日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和3年6月11日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

安 部 重 助

三 谷 克 巳

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

○応招しなかった議員

廣 納 良 幸

令和3年 第101回（定例）神河町議会会議録（第1日）

令和3年6月11日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和3年6月11日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第4 諸報告
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第6 報告第3号 令和2年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第7 報告第4号 令和2年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第8 報告第5号 令和2年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第9 第66号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第10 第67号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 第68号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 第69号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 第70号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第14 第71号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和3年度神河町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第15 第72号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第16 第73号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第74号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第75号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第19 第76号議案 神河町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第20	第77号議案	財産処分是件
日程第21	第78号議案	財産処分是件
日程第22	第79号議案	神河町消防団大山分団吉富部消防ポンプ自動車の取得の件
日程第23	第80号議案	令和3年度神河町一般会計補正予算(第2号)
日程第24	第81号議案	令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第1号)
日程第25	第82号議案	令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第26	第83号議案	令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
日程第27	第84号議案	令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第28	第85号議案	令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
日程第29	第86号議案	令和3年度神河町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第30	第87号議案	令和3年度神河町下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第31	第88号議案	令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	仮議長を選任を議長に委任する件	
日程第4	諸報告	
日程第5	報告第2号	専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解)
日程第6	報告第3号	令和2年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
日程第7	報告第4号	令和2年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
日程第8	報告第5号	令和2年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
日程第9	第66号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件(神河町税条例等の一部を改正する条例)
日程第10	第67号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件(神河町手数料条例の一部を改正する条例)
日程第11	第68号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件(神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第12	第69号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件(神河町介護保険条例の一部を改正する条例)
日程第13	第70号議案	専決処分をしたものにつき承認を求める件(令和2年度神河町一般会計補正予算(第11号))

- 日程第14 第71号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和3年度神河町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第15 第72号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第16 第73号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第74号議案 神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第75号議案 神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第19 第76号議案 神河町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第20 第77号議案 財産処分の件
- 日程第21 第78号議案 財産処分の件
- 日程第22 第79号議案 神河町消防団大山分団吉富部消防ポンプ自動車の取得の件
- 日程第23 第80号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 第81号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 第82号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 第83号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 第84号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 第85号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 第86号議案 令和3年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第30 第87号議案 令和3年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 第88号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）

出席議員（9名）

1番 安部重助	8番 藤森正晴
2番 三谷克巳	9番 藤原裕和
4番 小寺俊輔	10番 栗原廣哉
5番 吉岡嘉宏	11番 澤田俊一
6番 小島義次	

欠席議員（1名）

12番 廣納良幸

欠員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 小林 英 和 主事 鶴 野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	建設課長	野 崎 直 規
副町長	前 田 義 人	地籍課長	藤 田 晋 作
教育長	入 江 多喜夫	上下水道課長	谷 和 人
総務課長	岡 部 成 幸	健康福祉課長	桐 月 俊 彦
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒 田 勝 樹	保 西 瞳
税務課長	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	平 岡 民 雄	北 川 由 美
住民生活課副課長兼防災特命参事		町参事兼病院事務長	春 名 常 洋
.....	井 出 博	病院総務課長兼施設課長	
地域振興課長	前 川 穂 積	井 上 淳一朗
ひと・まち・みらい課長		教育課長兼給食センター所長	
.....	真 弓 憲 吾	高 橋 宏 安
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		教育課副課長兼社会教育特命参事	
.....	石 橋 啓 明	井 上 恭 輔

副議長挨拶

○副議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。神河町議会副議長の澤田俊一でございます。議長席におきましては感染症対策が行われておりますので、マスクを外して本日、進行を務めさせていただきます。

廣納良幸議長におかれましては、3月下旬から体調を崩され加療中であります。7月には復帰されるとお聞きしております。したがいまして、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私が議長の職務を行わせていただきます。皆様の御協力をお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第101回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶に堪えません。今年4月の人事異動により、新しく議場に入られた管理職の方々には、議会において町民の皆様への説明責任をしっかりと果たされるようお願いしておきます。

4月25日、兵庫県に3度目となる緊急事態宣言が発令されました。その後、2度にわたり期間が延長され、6月20日までの措置期間となっています。兵庫県の対策を基

に、神河町においても町民の皆様と事業者の皆様へ感染防止対策などの要請がなされていますが、全国的に今なお終息の兆しが見えません。昨年来、感染への不安や緊張の中、医療・福祉をはじめ、私たちの暮らしを守り支えるお仕事に従事されている皆様へ敬意を表するとともに、その御尽力に心より感謝を申し上げる次第であります。本当にありがとうございます。

そのような中、5月13日の神戸新聞朝刊等に掲載されました山名宗悟町長の新型コロナワクチン接種について、その後のマスコミ各社の報道により、町民に町政に対する不安、不信感を抱かせたことは誠に遺憾であります。町長のワクチン接種について、町民の皆様からは神河町政を担う責任者として賛同される多くの御意見がある一方で、マスコミの取材に対して当初にうそをつかれたこと、事前に公表されなかったことや、ワクチンの確保が困難で予約を中断されている状況の中、キャンセル分とはいえ65歳以上の基礎疾患のある方などの優先分を接種されたことなどに対する批判が多く寄せられています。二元代表制の一翼を担う神河町議会は、5月13日午後緊急の全員協議会を開催し、町長から説明を受け、事実確認を行いました。その後の全員協議会における意見を踏まえ、5月25日に神河町議会として申入れ書を町長に手渡しました。その内容は、ワクチン接種に至った経緯やキャンセル発生時のルールを公表し、透明性のある行政に努めることの要請。加えて、マスコミの取材に対し、一旦虚偽の回答をされたことに対し反省点を議会に示すことを求めるものです。6月4日付で町長から回答文書が提出されましたが、今後、全員協議会においてその内容を再度確認することとしています。ワクチン接種を希望される全ての方々が早期に接種できるよう、さらなる体制の強化に取り組んでいただき、町政に対する信頼回復に不断の努力をされるよう、重ねてお願いしておきます。

さて、今次定例会に町長から提出されます議案は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、報告、専決処分の承認、条例の一部改正、財産処分、各会計補正予算など、計27件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には町民の負託に応えるために慎重審議に努めていただき、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。第101回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

発言台の前にパネルございますので、マスクを外させていただきます。今年の梅雨入りは例年よりも3週間も早く、その分、梅雨明けも平年よりやや早いとの予想となっています。雨量については平年並みか、やや多いとも言われていまして、これからの季節、線状降水帯の発生による局地的な豪雨が懸念されます。また、このたび国の避難ガイドラインが改正され、避難勧告を廃止し避難指示に一本化されました。神河町も防災対策

として、令和2年度に水位計の更新と河川ライブカメラの更新を行い、より一層の情報発信に努めているところです。また、防災ハザードマップを改定し、各世帯へ防災啓発冊子と併せて配布させていただきました。パソコン、スマートフォンでも閲覧できるウェブ版ハザードマップもサービス開始しましたので、ぜひ御利用ください。町民の皆様におかれましても、例年以上に早めの防災対策、備えの準備をよろしく申し上げます。

さて、5月13日、新聞各社またはテレビ等で報道されました神河町長、山名宗悟の新型コロナワクチン接種につきまして、町民皆様はじめ関係者の皆様方に大変御迷惑、御心配をおかけしましたことを改めておわび申し上げます。あわせて、多くの叱咤激励、様々な御意見をいただき、改めて責任の重さを身にしみて感じております。その後の首長またはキャンセルワクチンの取扱いにつきましては、河野規制改革担当大臣、政府与党内での柔軟な対応の動きなどを経て、厚生労働省よりワクチンの有効活用についての通知があったことは御承知のとおりであります。一方で、マスコミ報道について、誠心誠意対応させていただきましたが、事実が正確に伝わらなかったことにつきまして、私の思いを含め、情報伝達の難しさを強く感じたところであります。

また、5月25日付、神河町議会からの神河町政に対する信頼回復を求める申入れ書により申出をいただきました3点。1点目の神戸新聞社の取材に対しての対応についてであります。経過については5月13日の町民皆様へのおわび放送のとおりであり、発言の撤回により事態を悪化させたことは、もう弁明の余地はございません。2点目のキャンセル時のワクチンの有効活用ルールとしては、5月25日の告知放送等でお知らせしましたとおり、会場までの距離、年齢等を考慮しながら順次御案内をさせていただいております。なお、リスト作成に当たりましては予約曜日と同一曜日で掲載させていただいております。3点目の信頼回復に対する不断の努力については、改めて町民皆様や議会からの意見を真摯に受け止め、引き続き公平公正、そして透明性のある町政運営をお約束申し上げます。そして、一日も早いコロナの終息、町の元気回復、そして町民皆様の安心・安全に向けてしっかりと取り組む。以上の内容につきまして、6月4日付文書でもってお答えさせていただきました。改めて、これからの町政運営について、町民皆様としっかりと向き合って、公平公正、透明性を基本に、引き続きまちづくりを進めていく決意を新たにしているところです。議員各位には、どうぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ワクチン接種状況ですが、昨日の新聞報道で64歳以下の接種券の発送開始時期について、それが掲載され、神河町は未定、検討中となっております。これにつきましては、現在最終調整段階であり、遅くとも7月に発送を開始して、国の要請どおり8月からの開始に向けて事務作業を進めていることを御報告いたします。高齢者ワクチン接種については、開業医の先生方、公立神崎総合病院の医師、看護師、ナースボランティアの方々の協力により、現在、1日150人の接種を基本に、順調に進んでいます。この場をお借りしまして、ワクチン接種に従事する関係者の皆様から感謝を申し上げ

げますとともに、引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、4月の緊急事態宣言以降、5月に予定されておりました消防操法訓練大会が昨年に引き続き中止となりました。そのほか多くの行事、会議が中止、延期、また書面決議といった判断を余儀なくされています。各区においても大変な御苦勞があらうかと思えます。また、ゴールデンウィーク中は感染症対策を徹底して、屋外施設を中心に多くの人出があった施設もありましたが、町の元気回復という点ではまだまだといった状況です。町内経済の少しでも支えになればとの思いで、飲食店のテークアウトなどへの御協力もいただいているところですが、根本解決のためには何といたしましてもコロナの終息が必要不可欠です。マスク、手洗い、うがい、三密回避など基本的な感染予防の徹底と並行してワクチン接種を進めていくこと、情報提供をしていくことが重要と考えています。

今年も5月21日の越知谷ブロックを皮切りに、第12回目の町長懇談会を開催しています。昨年同様、行政7ブロックごとに各区三役様と、今後、地域と行政が一体的に取り組むべき課題への対応としての地域自治協議会設立に向けた内容を中心にしながら、各地域の抱える課題対応について意見交換を行っています。

また、7月1日告示、18日投開票の日程で兵庫県知事選挙が執行されます。神河町をはじめ太平洋から日本海まで広大な兵庫県のそれぞれの地域の特性を生かした、いわゆる五国兵庫の地域創生の着実な実行、推進と、これからの兵庫県の未来を切り開く上において、極めて重要な選挙であります。投票への啓発を強め、投票率向上に努めてまいります。

さて、本日は第101回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。今定例会には、報告、専決処分の承認、人事案件、条例改正、財産処分、消防ポンプ自動車取得、令和3年度一般会計ほか各会計補正予算など、合わせて27件を提案させていただいています。以上、議員の皆様にはよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時15分開会

○副議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達していますので、第101回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、廣納良幸議長から病氣療養中のため欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（澤田 俊一君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

9番、藤原裕和議員、10番、栗原廣哉議員、以上2名を指名します。

○副議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、報告を受けます。

安部重助委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部でございます。議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月7日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から6月25日までの15日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告4件、専決処分の承認6件、人事案件1件、条例の一部改正4件、財産処分の件2件、消防ポンプ自動車の取得の件1件、補正予算9件の計27件が提出されております。

議会からの提出議案は、ございません。

今期定例会は、廣納議長欠席のため、副議長が議長の職務を行われます。副議長がやむを得ない事情により欠席された場合の対応として、仮議長の選任を議長に一任する件を議題とすることに決しております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第2号から第5号については了承、第66号議案から第79号議案については、表決をお願いすることにしております。

第80号議案の一般会計補正予算については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることになります。

第81号議案と第85号議案から第88号議案の各特別会計、企業会計補正予算は表決を、一般会計との関連がある第82号議案から第84号議案の各特別会計補正予算については、最終日採決としております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを6月2日の午後3時とし、通告がありました3名の議員により、本会議第2日目の21日9時30分から行います。

25日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告を受け、表決をお願いすることにしております。

なお、閉会中に陳情書1件を受理しております。議会運営基準第140条、第142条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

- 副議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。
それでは、日程に戻ります。
-

日程第2 会期の決定

- 副議長（澤田 俊一君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月25日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（澤田 俊一君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月25日までの15日間と決定しました。
-

日程第3 仮議長の選任を議長に委任する件

- 副議長（澤田 俊一君） 日程第3、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

まず、この件について説明をいたします。本日、議長が欠席されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき副議長の私が議長の職務を行っておりますが、この状況で議長の職務を行っている副議長の私が同様に急病など事故あるときに該当する事態になった場合は、議長を行う者が不在となります。この事態に対応するために、地方自治法第106条第3項では、議会は仮議長の選任を議長に一任することができる規定されています。なお、ここでの議長とは、議長の職務を行う副議長も含まれると解されています。ここで、今期定例会の議会運営を滞りなく行うため、この規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（澤田 俊一君） 異議なしと認めます。この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

それでは、私から仮議長を指名させていただきます。この会期中における仮議長として安部重助議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

安部重助議員、登壇願います。

- 議員（1番 安部 重助君） ただいま議長から御指名いただきました安部重助です。仮議長の職務に当たる際には、町長及び議員の皆様とともに議会運営が円滑に進みますよう全力で努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。これで承諾の挨拶いたします。

- 副議長（澤田 俊一君） ありがとうございました。
-

日程第4 諸報告

○副議長（澤田 俊一君） 日程第4、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査及び行政監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、三谷克巳委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、閉会中におきます総務文教常任委員会の調査活動の報告をいたします。委員会を5月21日に開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容を報告いたします。

最初に教育委員会ですが、2年度に策定しました学校施設、幼稚園も含まれますが、学校施設長寿命化計画と社会教育施設長寿命化計画の配付を受けております。計画の内容は、各施設の運営状況、老朽化の状況、今後の維持、更新コスト等を把握して計画を策定し、施設の長寿命化、財政負担の軽減を図るものでございます。

次に、学校通信ネットワーク整備事業、いわゆるGIGAスクールでございますが、2年度でパソコン、タブレット等の機器とネットワーク等の環境整備が完了してまいりますので、3年度は活用に向けた教職員の研修の開催、活用ソフト導入の検討・協議、リモート学習の実施に向けた要領、規程等の整備に取り組んでいきます。タブレットを家庭に持ち帰ってのリモート授業は、Wi-Fi環境がある家、ない家があるので、環境を整えることや、機器の貸与をするので機器の貸出要領、また、授業だけに使うという使用要領の整備など難しい課題がありますが、早くやりたいという考えは持っているとのことでした。

次に、社会体育施設の使用料ですが、消費税率のアップに応じた改正をしてこなかったもので、3年度に見直しを検討していきます。

続いて、7年度に刊行予定の町史の編さん室ですが、大河内保健福祉センターの2階に設け、学芸員2名と会計年度任用職員2名の体制で編さんに取り組んでいきます。また、長谷市原神社の稲荷社を町文化財に指定しております。

次に、公民館の関係でございますが、3年度の神河シニアカレッジ事業の受講生は176名で、教養講座は11回開催します。また、趣味講座は13クラブとなっております。自主公演事業の県民芸術劇場ですが、これまでかみかわ寄席を10回行ってきましたが、今年度は狂言に変更し、9月26日に予定をしております。

続いて、給食センターの関係でございます。食育の推進策として地産地消による地場産野菜の使用状況は37.6%で、昨年度より9.4ポイント上回りました。

次に、令和2年度の給食への異物の混入状況ですが、17件発生しており、内訳は給食センターが6件、パン、炊飯等の委託先が11件となっております。

次に、学校給食費の2年度末の滞納繰越額ですが、5世帯、30万5,758円となっ

ております。また、平成21年度・22年度の給食費3万923円の債権を放棄する報告を受けております。この債権は、平成30年に支払い督促を申し立て、仮処分申立ても行いましたが、最終的には配分がなかったので放棄したとのことで、総務文教常任委員会です承をいたしております。

次に、税務課でございます。徴収率の向上を図るための口座振替ですが、税全体で46.5%となり、昨年度より1.1ポイント伸びています。主要税目である固定資産税は67.2%と14.8%伸びていますが、国民健康保険税や介護保険料等はなかなか伸びない状況となっています。反面、コンビニやクレジット収納が増えておりますので、3年度にコンビニ納付のPRとスマートフォン決済の導入を検討するとのことでございます。多くの人が使っているアプリを導入している業者が有効だと思うので、多くの人に利用してもらえよう検討していきたいとのことでございました。

次に、新型コロナウイルス感染症に係りますところの税の減免、徴収猶予の状況ですが、感染症の影響により収入が減少した者の減免は、4月末で国民健康保険税が12世帯、180万4,900円、介護保険料が5名で26万1,970円となっております。また、徴収猶予特例でございますが、4月末で固定資産税が5件の1,218万8,100円、個人住民税が3件で61万9,900円、法人町民税が1件で677万3,100円、軽自動車税が1件で10,800円、合計で1,959万1,900円となっております。

続いて、2年度の不納欠損額ですが、801万2,610円となっております。処理件数は79件で、内訳は執行停止が70件、消滅時効が9件となっております。

次に、会計課ですが、一時借入金は4月末時点で6億円、5月21日時点では4億円となっております。一方、一時預貯金は4月末で3億円、5月21日時点では2億円となっております。

次に、JA兵庫西から指定金融機関事務取扱手数料を現行の年70万円から、令和4年度は275万円、令和5年度以降は518万1,888円に引き上げる申出がありました。金融機関を取り巻く状況や総務省の収納業務の経費の負担見直しなどの通知もある中で、現段階では申出を受けざるを得ないとのことでございました。

最後に総務課でございますが、28年度のケーブルテレビ利用料、1件1万3,500円の債権を放棄する報告を受けております。この債権も仮処分申立ても行いましたが、最終的には配分がなかったので放棄をしたとのことで、総務文教常任委員会でも了承しました。

次に、廃校となった学校の跡地活用ですが、旧越知谷小学校につきましては、但馬米穀株式会社と4月1日に契約を締結し、5月中旬から備品の搬入を行っています。また、旧地域交流センターでは、ゲートウェイアジア合同会社が外国人実習生の受入れ体制を整えてはおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実習生が入国できないという状況になっているとのことでございます。

次の旧大山小学校は、地元の4区長と公園整備に関しての協議を行っており、公園は

9月末の完成を目標に進めておられます。

次に、川上小学校ですが、株式会社BugMoから食用昆虫、コオロギですが、これの養殖、生産システムの研究開発、加工品の研究販売等で活用する計画での応募があり、川上区では協議の結果、受け入れる方向になったとのことでした。

次に、行政デジタル化の取組ですが、押印の廃止に向けて例規の整備を株式会社ぎょうせいに業務委託をしております。押印廃止になった場合の本人確認方法を、国や他市町の動向を見ながら3年度に調査をしていきたいとのことでした。また、行政IT化整備事業の1つとして、会議等をリモートで行えるよう全議員にタブレットを配付する予定をしていますが、機器の設定を7月中に完了して、使用するための研修会を8月に予定をしているとのことでした。

次に、町長懇談会の開催計画の説明を受けております。先ほどの町長の挨拶の中でもその報告がありましたので、内容は省略させていただきます。

以上、大変大まかな報告とはなりましたが、これ以外の事項や質疑応答の内容につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。以上で委員会報告を終わります。

○副議長（澤田 俊一君） 次に、民生福祉常任委員会、吉岡嘉宏委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 民生福祉常任委員会の開催結果について報告をします。日時は、令和3年5月26日9時から午後3時26分まで行いました。内容について、お手元配付の資料を読みながら説明させていただきます。

まず、2ページです。公立神崎総合病院につきまして、質問としまして、訪問看護ステーションの決算で、令和元年度の繰越金が2,807万円、2年度の繰越見込額が1,192万、比較すると約1,600万円も減っているが、ところが利用者数や利用回数はすごく増えていると、なぜこういう逆の結果になるのか。事務費が高く、やればやるほど赤字になるような事業内容なんではなかろうかという問いに対して、アンサー、答え、精査した表によりますと、4、5月の収入見込額が1,716万、同じく支出見込額が383万円、これらを含めると令和2年度の繰越金は2,500万ということで、精査した表によると繰越金が増えると、こういう説明でございました。

それから、次に不納欠損の関係ですけれども、債権管理条例第15条第1項の規定により権利を放棄した債権を承認しています。内容は、令和2年度不納欠損処分、外来診療費の3件、11万7,550円でした。

次に、同じく2ページ、健康福祉課です。下のほうのクエスチョン行きます。ワクチン接種の予約受付が延期になった原因はという問いに対しまして、答えとして、4月15日に一旦受付をし、4月22日から次の段階の年代の方の予約受付を開始する予定であったが、要望より少ないワクチン数しか届かず、2回目の接種分を確保するために予約受付を延期せざるを得なかった。現在入荷が確定しているワクチン5箱と、5回目に要望しているワクチン1箱、入荷は6月20日以降、が入荷すると、合計9,165回分

のワクチン接種が可能となる。65歳以上の方、これは4,249人ですが、の2回分接種については十分確保できる状況である。

3ページ、クエスチョン、ワクチン接種の際の不安解消にBGM、バックグラウンドミュージックですね、音楽を流して不安解消はどうかという、そういう提案がありまして、答えとして、公立神崎総合病院とも協議し、どういった音楽がいいのかなということを検討し、ぜひ実施をしたいという答えをいただいております。

続いて、クエスチョン、65歳以下の方は、65歳以上の方と違い、平日のワクチン接種予約及び接種は厳しいと思うが対策は。答え、若い世代についてはネット予約、ライン予約を採用し、電話予約と併用する。同じく答え、答えの2つ目ですね、若い世代の接種は、仕事をされている関係で土曜日、日曜日の希望があると思う。土曜日午前中診察の医師もおられる中、医師に休みの日に出てきてもらい、全ての日曜日を接種日にするのは難しい。1時間あれば接種できるものである、人間ドックのように年に1回は平日に休みを取って、自分の体を守るということも考えて御理解いただきたいという答えでございました。

続いてのクエスチョン、ワクチン接種の担当課が健康福祉課だけという考えではなくて、神河町として課の垣根を越えて役場一体となり、全職員にアイデアを募って、神河町独自の若い方へのスムーズなワクチン接種策を生み出してほしいがというクエスチョンでございましたが、答えとして、管理職会議はもちろんのこと、役場全体の中で考える機会をつくっていくと、こういう回答でございました。

次のクエスチョン、コロナ対策で健康福祉課は土曜日、日曜日にも出勤されていると思うが、どのような勤務体制なのでしょう。また、時間外勤務手当が補正予算で計上されていないようですが、どうでしょうかという疑問です。これに対する答え、土曜日は保健師グループと事務従事グループに分けてローテーションを組み、順番に回している。ワクチン事務は、接種に携わる保健衛生係だけでなく、障害担当、介護担当、地域包括支援センター担当等、健康福祉課一丸となって対応している。時間外勤務手当は、コロナ対策の補助金で当面对応できる。

3ページが一番下に参ります。クエスチョン、町長懇談会で7ブロックを現在回られている中で、地域自治協議会の提案をされている。一方で、生活支援協議体を各区やブロックで設立、あるいは協議中となっている。地域の困り事の解決というコンセプトは共通しているので、重複することにならないでしょうかという疑問。答え、生活支援協議体は福祉に軸足を置いており、地域自治協議会はもっと幅が広いものである。地域自治協議会は、予算をつけさせていただき提案をしている。地域自治協議会の中で福祉的な要素も取り込むということであれば、生活支援協議体の設立は強要しないという答えでありました。

次に4ページ、同じく4ページ、住民生活課でございます。クエスチョンとして、粗大ごみの収集について、実施の方向なのか、実施しない方向なのか、どうでしょうかと

いう質問ですが、答えとして、基本的に実施の方向で検討している。新ごみ処理施設使用に加わる福崎町では、現在、粗大ごみの収集日があり、ステーションあるいは空き地に集積し、無料で回収している。同じことができるか検討も必要だが、最初は高齢世帯とか体の不自由な世帯、運ぶ手段のない世帯に限定し、予約制にして有料で個人宅へ回収している自治体の事例も参考に検討しますという、こういう回答でございました。

4 ページ、後ろのほうのクエスチョン、大阪湾の広域臨海環境整備センター事業で、令和2年度を含めて以降の第3期計画は委託計画しないと管理シートに書いてありましたが、それについての詳しい内容をお聞かせ願いたいという質問でありました。答えとしまして、このセンター事業というのは大阪湾フェニックス計画とあって、近畿一円の市町が負担金を出し合い、大阪湾に瓦礫等処分の埋立地を整備している。その2期計画が令和14年度までで、神河町も参加しており瓦礫等の受入れの権利があるが、3期計画は令和15年度以降の計画になり、ニガタケ処理場の運用を考慮した結果、3期計画には参画しないという判断をした。

続いて、これに対する質問ですが、5 ページですね、令和3年度の負担金が123万4,000円で、令和14年度までこのペースで負担金を払うと1,000万円以上の町の負担となる。何も利用していないのに1,000万円以上の負担金を支払うというのはどうかと思うが、どういうことでしょうかという質問。これに対する答えとして、利用をしなかった場合は還付がある、お金が戻ってくるということですが、還付があると記憶しており、これも含めて、8月の次の民生福祉常任委員会で今後の負担金について資料を作成し提出しますという答えをいただいています。

次のクエスチョン、避難所開設の際、町はコロナ対策を踏まえた避難所を開設されると思うが、区独自の避難所開設に伴うコロナ対策の指導はどうされるのでしょうかという質問です。これに対する答え、町の避難所では、入り口で熱を測り、チェックリストに記入していただく。そのリストの記入項目としては、熱がある場合、コロナ感染症の方との接触の有無、熱がなくても感染症の方との接触の有無、現在体調が悪くないかどうかといったものです。チェックリストの記入の内容により、隔離用のテントとパーティションを使い、一般部屋、隔離部屋、別の避難所の確保の3段階の避難を考えたマニュアルを作成し、対策を進めている。区の避難所で隔離の必要な方がおられたら町に連絡いただき、場合によっては町の避難所に移動していただくことも必要と考えている。現在、各集落用の避難所マニュアルは作成していないが、今後作成し配布するという回答をいただいています。

次に、不納欠損処分ですけども、債権管理条例15条第1項の規定により権利を放棄した債権を以下のとおり承認をしています。令和2年度不納欠損処分、建設残土砂等処分場の使用料1件、2万4,522円。

そして、その他としまして、以下の2点の要綱と規則の改正の資料提出を受けています。1つ目は神河町住まいの耐震化促進事業実施要綱、もう一つは神河町消防団員等公

務災害補償条例9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部改正ということでありまして、これはどちらも補助率の変更であるとか法の施行規則の改正ということで、いわゆる上位法の改正によって改正する要綱及び規則ということでございます。

最後、5ページ、上下水道課、主な質疑応答としまして、質問、給水管の修繕工事で入れ替えしている管の耐用年数は何年か、また材質はどんなものかという質問。答えとして、一般的に水道で使われている管の耐用年数は40年とされています。管種はVP管、塩ビ管、ポリエチレン管、石綿管、铸铁管でございます。今、補助事業の対象となっているのも40年以上経過している管路が対象である。更新しているのはほとんどVP管で、一番漏水が多いものであるという回答をいただきました。

そして、債権管理条例15条1項の規定により、権利を放棄した債権を以下のとおり承認をしています。令和2年度不納欠損処分、水道使用料11件、52万630円。下水道使用料13件、92万9,760円でございます。

以上で民生福祉常任委員会の開催結果報告とさせていただきます。

○副議長（澤田 俊一君） 次に、産業建設常任委員会、栗原廣哉委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（栗原 廣哉君） おはようございます。10番、栗原です。

それでは、閉会中に実施した継続調査事件についての調査を令和3年5月12日に神河町役場第3会議室において実施しましたので、主立ったものを報告していきます。

まず、建設課所管についてであります。町道水走り中河原線の現状と完成見込みについて、令和3年度は、令和2年度繰越明許の県道加美穴栗線との交差点から町道寺前停車場線交差点までの工事と、未舗装部分の舗装工事を実施して事業完了となり、令和4年度から供用開始する予定です。現在工事中の第3工区工事は6月末までの工期で進めており、寺前区内の工事は完了します。

神崎市川支線は工事が完了し、町道福山2号線として町道認定しています。町道神崎・市川線は、3月25日に国道312号線貝野橋東交差点との接続調整工事が完了しましたので、令和3年4月1日、全線供用開始しました。この件について次の質疑応答がありました。クエスチョン、信号の移設工事が絡んでいると思うが、工事の進捗状況は。アンサー、信号機自体の移設は3月中頃に終わっているが、歩道の歩行者用信号はまだ設置されていないため、今年度中の設置要望を出してある。

次に、橋梁長寿命化修繕事業の進捗状況について、次の質疑応答がありました。クエスチョン、45橋の再点検業務は、5年間の経年劣化を調べるのか、それとも違う内容の点検を行うのか。アンサー、橋梁長寿命化事業の中で5年ごとに必ず点検、近接目視点検が義務づけられており、点検の内容は5年前と同じで、点検は5年ごとに行う。

次に、急傾斜地崩壊対策事業の取組状況について、次の質疑応答がありました。クエスチョン、ほかの区でも該当箇所があれば採択していきたいという表現があるが、各区長等から候補地を挙げてもらう考え方はあるのか。アンサー、該当箇所は昨年までに兵庫県土木事務所が土砂災害特別警戒区域の調査を実施しており、急傾斜地の対策が必要

な箇所、土砂災害、溪流で土砂が出るような砂防の対応を要する箇所等を確認している。その範囲に入ってる箇所が優先で該当となり、入ってなければ区からの要望があっても採択されない。

次に、地籍課です。地籍課事業について次の質疑応答がありました。クエスチョン、令和3年度から始まる山林部の未登記公共用地の登記整理について具体的に教えてほしい。アンサー、現地調査は地元の推進員に立会いをしていただくが、その際に意見を聞いて、公共適用の林道、作業道として扱ってほしいという物件があるので、その土地を町に寄附してもらう手続になる。

次に、地域振興課です。地域振興課について次の質疑応答がありました。クエスチョン、アンテナショップ（道の駅）で販売しているメイプルシロップは、何本作って何本売られているのか。アンサー、アンテナショップで当初作ったメイプルシロップは60本である。1月末で20本から25本ほど売れていると聞いている。令和3年度も樹液を採取してメイプルシロップを作る準備をしている。先日、食品の試験結果が出て、1年置くとかなり食味が落ちてくるという結果になり、8か月の賞味期限で販売することになった。

クエスチョン、間伐について、年間目標300ヘクタールを掲げ、一度も達成したことがないが、達成できない要因は単純にマンパワー不足か、300ヘクタールを間伐する予算がないのか。アンサー、予算ではなく、マンパワー的に厳しいという見方をしている。結論から言うと、町事業だけで年間300ヘクタールを森林組合で実施するのは難しいと思っている。県事業と併せて300ヘクタールは何とか確保できるとしている。

クエスチョン、神河町には土木従事者、会社が多く、重機、ユンボを所有されているので、重機の先だけ替えれば林業従事者として作業できると思うがどうか。アンサー、作業道の開設等については土木業者にお願いしている。林業のつかむ機械とか、切ってさばく機械のベースマシンはユンボだが、油圧の関係等で先端を替えるだけで動くか分からないので、勉強して確認する。

クエスチョン、個人事業主で間伐をされているが、内容を教えてほしい。アンサー、国の補助金の対象とならないところを主に個人林業従事者にお願いしている状況である。間伐の内容は、規模は小さいが、基本的には経営計画で森林組合が行う間伐と全く同じである。この間伐に対しては、町の森林整備ということで、町からの補助である。

クエスチョン、ゆず太くん（缶ジュース）の生産中止という話は本当か。アンサー、ゆず太くん生産中止は事実である。農協の姫路本店で不採算部門という形になっており、継続が難しいと聞いている。

クエスチョン、去年2月から現在までの猿の被害状況はどうか。アンサー、猿の頭数は減っており、被害はあるが、総体的には減っていると考えている。

クエスチョン、熊の出没が相次いでいるが、このような学校近くでの出没の場合の態

勢や地元への注意喚起に関する約束事、仕組みはあるのか。アンサー、現時点ではマニュアル等は作成していない。その都度必要なところに情報提供しているのが実情である。

次に、ひと・まち・みらい課です。シングルマザー支援・多自然居住事業については、国の交付金終了に伴い令和3年度以降のシングルマザー移住支援事業の展開を検討した結果、移住施策に関する業務と統合し、移住者全体の支援事業として取り組んでいくことが最適と考えました。この2つの事業を含めて多自然居住事業として一本化し、令和3年4月から移住・定住事業等を目的に新たに設立された一般社団法人リバーズランに業務を委託することとしました。4月27日時点での移住相談件数15件。この件について次の質疑応答がありました。

新たに定住支援員設置要綱を制定し、2名の方が支援員となっているが、報酬はリバーズランから出るのか、町から出るのか。アンサー、町はリバーズランへ委託料を支払うので、リバーズランから賃金を支払うことになる。

クエスチョン、町はリバーズランに何を委託しているのか。アンサー、今まで町で行っていた空き家バンクを含めた移住・定住に関する業務を委託している。

次に、アグリイノベーション事業です。町が立ち上げた任意団体のアグリイノベーション神河の事業で取り組んできたニンジンジュースが町内外で好評販売できています。この取組をさらに拡大させることが、アグリイノベーション神河株式会社の雇用確保、町の農業生産額の向上につながると考え、親会社である株式会社KTSが設置する野菜等加工施設、並びに販路拡大事業を支援していきます。令和3年度地方創生推進交付金事業として3月30日付で採択の内示、4月1日付交付申請、同日交付決定の予定。この件について次の質疑応答がありました。

アグリイノベーション神河株式会社の決算書を見ると、明らかに債務超過に陥っている決算であるが、負債の部の長期借入金は親会社の株式会社KTSと金融機関からあるということだが、その内訳は。また、親会社と話をして増資をしていくことも債務超過から脱する方法ではないか。アンサー、内容について正確な数字は把握していないが、金融機関で約4,000万程度あり、残りは親会社から借入金ということである。増資という話は今までしたことがないので、今後相談できたらと思う。

クエスチョン、ニンジンジュース工場建設予定場所が、福本の畑の圃場整備されたところと認識している。この土地は農振農用地なので、解除ということになると半年から1年ぐらいかかるが、令和3年度に事業を予定どおりできるのか。アンサー、令和3年度は農振農用地以外の部分を取得し、工場を建設し、機械を設置することとしている。この建設場所について、後日、ひと・まち・みらい課長より土地の交渉が不調に終わり、他の場所を検討しているとの報告を受けておりましたが、本日、新しい場所について追加資料の配付をしていただいております。

観光施設の状況と指定管理施設の経営状況について、次の質疑応答がありました。

クエスチョン、グリーンエコノミクス入村料は受付で支払いがあるときは徴収できる

が、受付を通らない場合は徴収ができないというのが現状である。その改善についてどのように考えておられるのか。アンサー、受付に寄らずに施設内に入れば入材料200円が徴収できないという状況になるので、今後は収益的にも全ての利用者から徴収できるよう検討していきたい。

クエスチョン、神河町として町内観光施設等に対して緊急事態宣言下でどういった指導をされたのか。また、どのように感染予防を行っているのか。アンサー、一番最初に従業員に対するコロナ対策を最優先することを要請している。次に、基本的なことだが、入場する前に、検温、手指の消毒、マスク着用の徹底、施設内では酒類の販売・提供は禁止している。5月12日から31日までは、感染予防対策を行った上でイベントの開催も実施可能という要請内容なので、ヨーデルの森では間隔を1メートル空けてバードショーを開催している。宿泊施設については、それぞれ施設のガイドラインに沿った営業の要請をしている。

以上で産業建設常任委員会の結果報告を終わります。なお、詳細については、お手元に配付しております書面を御確認ください。

○副議長（澤田 俊一君） 次に、人権文化推進特別委員会、安部重助委員長、お願いします。

○人権文化推進特別委員会委員長（安部 重助君） 人権文化推進特別委員長の安部です。閉会中の人権文化推進特別委員会の調査活動の主立ったものを報告いたします。委員会を5月24日に開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容を報告いたします。

まず、教育委員会所管の関係で、人権啓発活動事業は、神河町人権文化推進協議会の4つの部会（行政部会、学校園所部会、社会団体部会、調査広報部会）を中心に取り組んでいます。5月11日に予定されていた町人権文化推進協議会総会は、新型コロナウイルス感染症の影響により書面決議となりました。毎年恒例の地区別人権教室、人権啓発ポスター・標語・写真・文集の募集、人権教育実践発表などの事業は可能な限り開催できるよう努めるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害行為の防止に向けた取組にも力を注いでいます。

人権学習支援事業は、人権課題を解決する力を培うことを事業の狙いとして、神崎小学校では杉の子学級、寺前小学校では寺小っ子学級、神河中学校では杉の子学級が開かれる予定です。現在、青空学級は休級となっているが、希望者があればいつでも実施できる体制を確保するとのことです。今後の課題として、塾や習い事などにより参加者が減少していると思われ、今後の運営方法についても検討する必要があります。

人権課題の解消に向けた取組については、継続の取組として、インターネットモニタリング事業、部落差別を中心としたネットの人権侵害に関する書き込みのチェック、書き込みがあった場合は削除要請の手続を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害行為の防止に向けた新たな取組と

して、人権啓発チラシ臨時号の新聞折り込み、児童生徒の保護者に向けた啓発資料の配付を今年度も継続して取り組む予定です。

次に、住民生活課所管の関係で、神河町における本人通知制度の状況について、令和3年5月7日現在の登録者数は680名、本人通知件数267件、登録率6.18%であります。法人の第三者請求、業務上のもので43件、個人の第三者請求25件、八士業（司法書士等）168件、本人の代理請求31件、開示請求44件であります。参考として、令和3年5月7日現在、市川町281人、福崎町191人となっています。これらの報告を受け質疑に入りました。

新型コロナウイルス感染症に対する差別啓発について、学校現場での取組状況についての問いに対して、コロナ対策、差別的なもの、人権を守ることにについて、学校管理職は子供たちへ朝会とか生徒朝会、児童集会で呼びかけており、各担任からは、機会をつくりながら授業にも取上げ啓発をしている。神河町内でも感染者が増加しているが、細心の注意を払い、保健所の情報、保護者の気持ちや意向も踏まえながら対応しており、今のところ感染に対する非難、誹謗中傷は一切聞いていない。そういう意味では、学校教育の力と子供たちのすばらしい力に感銘を受けているとの答弁がありました。

資料の中の非難や差別の根っこに自分の過剰な防衛本能があることに気づくようについて、防衛本能という一つの本能との闘いなので、相当人権意識が高くなければ理解できないと思うが、町人協での取組、方向性についての問いに対して、新型コロナウイルス感染者に対して、今後、関連的な部分だけではなくて、より具体的なことで子供たち、あるいは児童生徒中心に理解をさせて啓蒙していこうという動きになっているとの答弁でございました。

令和2年度適応教室利用者数について、過去の表には計上のあった小学生がゼロになっているが、全く来れなくなっているのであれば少し問題があるのではないかという問いに対して、適応指導教室は中学校の中にあり、中学生は行きやすいが、小学生については、距離的なことも含めて、わざわざ通うということに抵抗感があるようで、利用がある年もあるが、ない年もある状況であるとの答弁であります。

不登校6人の中に、遠方に引っ越した方がカウントされている。引っ越しすれば転出先の学校に行くことになるはずだが、なぜこちらで不登校の数に入っているのかという問いに対して、家庭の事情で緊急避難的に神河町から離れているが、住民票はこちらにあるので在籍している。全く学校に来ていないのではなく、距離的なこと、心理的なことで登校が続かない状況もあり、学校としては状況を把握し、経過観察をしながら今の状況が改善されるよう努めているとの答弁であります。

地区別人権教室、リーダー研修について、コロナ禍での開催になる。町のほうできっちりしたガイドラインの作成と開催の見込みについての問いに対して、今後の状況によって中止ということも考えられる。その場合は告知放送で周知する。また、ガイドラインについても課内で検討し、いい形で開催できるよう努めていくとの答弁でございました。

た。

いじめの件数と内容、対応についての問いに対して、部活動における事例があり、学校全体挙げて事情を聴く。学校、担任、部活動顧問、保護者を交えて改善する点を認識させて、見守り指導、観察等を行っている。対象となった生徒のケアもしながら今後もしっかりと取り組んでいくとの答弁でございました。

なお、住民生活課に対する質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○副議長（澤田 俊一君） それでは、私のほうから、3月定例会以降の主立った事項について報告いたします。

3月25日、第5回神河町クールチョイス推進事業実行委員会が開かれ、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。

3月26日、中播北部行政事務組合議会定例会第2日目が開かれ、廣納良幸議長、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は令和3年度事務組合会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

3月29日、令和2年度第2回一期議員研修会が神戸で開催され、「発言の可能性と限界」と題して、4名の一期議員に出席していただいております。

3月30日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開かれ、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長に出席していただいております。付議事件は令和3年度事務組合一般会計予算についてで、原案のとおり可決されております。

4月14日、第100回神河町議会記念講演会をグリンデルホールにて開催、「ポストコロナ 新時代に挑む！」と題して、井戸敏三兵庫県知事に御講演をいただきました。当日は、コロナ感染症対策により会場は入場制限を行い、出席者は、上野県議会議員、各町議会議員、各区長、各種団体長等150名に出席いただきました。

5月3日、藤森正晴議員が神河町議会議員として自治功労の功績に浴され、兵庫県功労者表彰を受章されております。おめでとうございます。

5月7日、神崎郡議長会が開かれております。協議事項は、令和2年度事業報告並びに決算、令和3年度事業計画について協議が行われております。また、令和3年度から2年任期の副会長に廣納良幸議長が就任されております。

5月10日、神河町トライやる・ウィーク推進協議会が開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、4月15日に第67号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

例年行われております各学校の入学式や各種の行事等は、新型コロナウイルス感染症対策により自粛、延期または中止となっております。

また、年度初めに開催されます西播磨市町議長会総会、神河町人権文化推進協議会総会、神河町商工会通常総代会、神河町観光協会通常総会なども開催がなされませんでし

たが、令和2年度の事業報告並びに会計決算、令和3年度の事業計画並びに予算等について、いずれも書面決議により、原案のとおり認定、可決しておりますので御報告申し上げます。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時19分休憩

午前10時40分再開

○副議長（澤田 俊一君） 再開します。

議案の審議に入る前に申し添えておきます。

議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質疑に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いいたします。会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第5 報告第2号

○副議長（澤田 俊一君） 日程第5、報告第2号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第2号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和3年2月7日に発生した公用車事故の対物事故分について、令和3年3月25日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、報告第2号、専決

処分の報告の件につきまして詳細説明を申し上げます。専決処分書のほうを御覧ください。

この専決処分は、公用車の交通事故について、示談が成立したことを受けての損害賠償額が確定したことに関する専決処分でございます。

それでは、事故の概要について御報告申し上げます。この事故は、本年2月7日、峰山高原リゾート出入口ゲートで起きた追突事故でございます。峰山高原リゾートに貸与している公用車、軽トラックでございますが、を運転するホテルの従業員が、ゲートで料金の精算を行うために停車しているお客様に追突した事故でございます。追突したときの速度が10キロ程度、10キロ未満であったために幸いにもどちらにもけがはなく、物損事故となりました。協議により、当方の過失が100%、相手方はゼロ%で、3月25日に示談が成立しましたので、4月2日に相手車両の損害額45万4,000円の支払いをさせていただきました。なお、損害額の内訳といたしまして、相手側の修理代が26万4,000円であり、相手方の修理中の代車といたしまして19万円ということになってございます。

以上が詳細説明でございます。どうぞよろしく御審議をお願いをいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） すみません、修理代が26万4,000円ということなんですけど、軽トラックで追突して26万4,000円、相手の車はどんな車やったんですかね。

○副議長（澤田 俊一君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。相手の車は、少し大きめのアメリカ製のようなピックアップのトラックでございます。相手側のバンパーのところに当たりましたので、バンパー交換等をしていただいたというような内容になっております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。2点お尋ねをしたいと思えます。この損害賠償額については当然役場のほうが入っている保険で対応されたんじゃないかと思えますので、その確認が1つと、あと、公用車と言いながら今回の事故につきましては職員以外が運転した分の事故でございますので、公用車、いろんな事情の中で職員以外が運転することは間々あるというんですか、どうしても避けられないと思えますので、職員以外が運転している場合に対して保険の対象となるというんですか、こういう場合は免責になるんですという場合があるかと思えますので、その基準というん

ですか、があったら教えていただきたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。先ほど三谷議員のほうから問いのありました、まず保険でございますが、議員おっしゃるとおり、役場が加入しております一般財団法人全国自治協会の公用車の保険でございます。こういった場合に出るのか、あるいはこういった場合に出ないのかという、役場の職員以外が運転したことに対する問いだというように理解をしておりますが、まず、今回のケースにつきましては、峰山高原リゾートのほうに貸出しをしているということになっている車でございます。保険のほうの対象といたしましては、地方公共団体が行政目的を遂行するために地方公共団体の所有する自動車を業務委託先に貸与する場合には保険の対象というか、保険が成立するということになってございます。したがって、今回の場合は町と峰山高原リゾートのほうで指定管理の業務契約をしておりますので、その中で町のほうの保険が対象となるというようなことでございます。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） ほかにございせんか。質疑ございせんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

報告第2号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第6 報告第3号

○副議長（澤田 俊一君） 日程第6、報告第3号、令和2年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第3号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和2年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、令和2年度の繰越明許費の12事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。よろしくお願いをいたしたいと思います。それでは、詳細説明をいたします。一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

令和2年度の繰越明許費12事業の財源内訳を報告をいたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費の廃校施設跡地活用整備事業は、旧大山小学校等の跡地活用整備の工事請負費でございまして、繰越額は1,884万円で、未収入特定財源として地方債1,880万円、そして一般財源が4万円でございます。地方債につきましては過疎対策事業債でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費の障害者自立支援システム改修事業は繰越額は217万8,000円で、既収入特定財源として国庫支出金94万7,000円、そして一般財源123万1,000円でございます。国庫支出金は、障害者自立支援給付支払い等システム改修補助金でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、繰越額が8,886万1,000円で、未収入特定財源として国庫支出金8,834万1,000円、そして一般財源が52万円でございます。国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます。

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費のため池緊急防災体制整備事業は、繰越額が1,020万円で、未収入特定財源として県支出金990万円、そして一般財源が30万円でございます。県支出金は、農村地域防災減災事業補助金でございます。

同じく、地籍調査事業は、繰越額5,103万8,000円で、未収入特定財源として県支出金4,275万、そして一般財源828万8,000円でございます。県支出金につきましては、地籍調査事業補助金及び地籍調査事業委託金でございます。

続いて、6款商工費、1項商工費の観光施設等管理事業（峰山高原スキー場グレンデ緑化工事）でございます。繰越額は693万2,000円で、未収入特定財源として地方債660万円、そして一般財源33万2,000円でございます。地方債につきましては、過疎対策事業債でございます。

同じく、休業要請事業者経営継続支援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金で、兵庫県への委託料でございます。繰越額が224万円で、未収入特定財源として国庫支出金224万円でございます。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金でございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋梁費の道整備交付金事業（町道水走り中河原線）でございますが、繰越額は3,790万円で、未収入特定財源として国庫支出金1,744万6,000円、地方債1,980万円、そして一般財源が65万4,000円でございます。国庫支出金は道整備交付金、地方債につきましては過疎対策事業債及び合併特例債でございます。

続いて、同じく、町単独町道改良事業（町道作畑・新田線）は辺地対策事業として実施をしております。繰越額は3,435万3,000円で、未収入特定財源として地方債3,390万円、そして一般財源が45万3,000円でございます。

同じく、社会資本整備総合交付金事業（橋梁長寿命化修繕工事）でございます。繰越額は1億3,950万円で、未収入特定財源として国庫支出金7,850万4,000円、地

方債5,870万円、そして一般財源が229万6,000円でございます。国庫支出金につきましては社会資本整備総合交付金で、地方債は過疎対策事業債でございます。

続いて、9款教育費、2項小学校費の学校教育活動継続支援事業は、繰越額が240万円で、未収入特定財源として国庫支出金、同額の240万円でございます。国庫支出金につきましては、学校教育活動継続支援事業補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

最後、同じく3項中学校費の学校教育活動継続支援事業は、繰越額が80万円で、未収入特定財源として国庫支出金が同額の80万円でございます。国庫支出金につきましては小学校費と同様でございます。

これらによりまして、翌年度へ繰り越すべき財源の合計額でございます。既収入特定財源と一般財源の合計額の1,506万1,000円でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

報告第3号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第7 報告第4号

○副議長（澤田 俊一君） 日程第7、報告第4号、令和2年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第4号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和2年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件でございます。地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書をもって報告するものでございます。

内容は、令和2年度から進めております統廃合管渠布設工事（上小田処理区・南小田処理区）において、一部追加工事により工事の施工日数が増加したことによる繰越しでございます。

以上が繰越理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。報告第4号、令和2

年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件の内容につきまして御説明申し上げます。令和2年度神河町下水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、統廃合管渠布設工事（上小田処理区・南小田処理区）でございます。予算計上額2,136万4,000円、支払い義務発生額640万円、これは工事の前払い金でございます。翌年度繰越額1,496万4,000円。繰越額の財源内訳は、国庫補助金715万2,050円と企業債650万円、損益勘定留保資金131万1,950円、不用額はゼロでございます。

この工事は、1月29日に入札を行い、鶴野土木興業に1,604万5,700円で落札していただいた工事でございます。3月15日に363万1,100円の追加工事を変更契約をしております。追加工事の内容は、φ150の管を40メートル追加をしております。追加に至った経緯は、社会資本整備総合交付金事業、これは大山処理場、大河内処理場の長寿命化工事と統合の管路接続工事の事業として、交付金事業の枠配分が町にされてございます。そのことによりまして長寿命化工事が完了し、事業費の残が発生したため、枠配分の全ての施工を行うため追加工事を行ったものです。追加工事により工期の延長が発生し、年度内完成が不可能となりましたので、翌年度に繰越しを行うものでございます。

以上が繰越内容並びに繰越理由でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

報告第4号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第8 報告第5号

○副議長（澤田 俊一君） 日程第8、報告第5号、令和2年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第5号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和2年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件でございます。この兵庫県町土地開発公社は、構成団体の兵庫県下12町から委託を受けて公共用地の取得、処分等の事業を行うものであり、本報告は地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審

議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。よろしくお願いをいたします。それでは、報告第5号、兵庫県町土地開発公社の令和2年度事業報告及び計算書によりまして、詳細につきまして御説明をさせていただきます。冊子のほうの1ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、1ページでございまして、事業の概況でございます。公有地取得事業につきましては、委託によります新たな土地の取得等はございませんでした。土地の処分状況は、令和元年度に全て土地の処分が完了をいたしております。

次に、事業収支では4年連続の赤字となっております、その損失額は11万8,288円となっております。この損失につきましては、当年度末未処分利益剰余金を処分いたしまして、翌年度繰越金剰余金を1,933万3,283円としているところでございます。

続きまして、2ページのほうを御覧いただきたいと思います。2ページの事業の執行状況でございますが、先ほど事業の概要で申し上げましたとおりで、土地の取得等、また土地の処分もございませんでした。

続きまして、3ページをお願いをいたします。財務概況でございます。①番の収益的収入及び支出でございます。収入、1、事業収益につきましては、該当がございません。次に、2、事業外収益は、1、受取利息、1、基本財産利息は1,078円で、これにつきましては12の町からの出資金総額1,800万円に係る利息でございます。2、預金利息は684円で、これは未処分利益剰余金に係る利息で、収益的収入合計は1,762円となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。支出でございます。1、事業原価につきましては、該当がございません。2、販売及び一般管理費は12万500円で、この事業の必要経費でございまして、旅費、交際費、需用費、役務費、負担金、補助及び交付金を経費として支出をしてございます。収益的支出の合計額は12万500円で、収益的収入合計から収益的支出合計を差し引きいたしました当期純利益につきましては、マイナスの11万8,288円となっております。

続きまして、5ページをお願いをいたします。②資本的収入及び支出でございますが、収入、支出ともに該当がございません。

続きまして、隣の6ページのほうを御覧いただきたいと思います。6ページの一番上、(2)借入金につきましても該当がございません。

続いて、少し飛びまして、13ページをお願いをいたしたいと思います。令和3年3月31日現在の財産目録でございます。まず、資産の部、1、流動資産、1、預貯金の期末残高でございまして3,733万3,283円。2の公有地はございません。次に、負

債の部、長期借入金につきましては、これもございません。差引き正味資産でございますが、期末におきまして3,733万3,283円でございます、これは12町の出資金総額の1,800万円と未処分利益剰余金1,933万3,283円の合計となっております。

最後に、17ページを御覧いただきたいと思っております。17ページ以降は、令和3年度の事業計画及び資金計画でございます、これにつきましては新たに土地の取得等を行う事業計画はございません。

以上が、少し簡単ではございますが、詳細の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

報告第5号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第9 第66号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第9、第66号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第66号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴いまして、神河町税条例等の一部を改正する条例を令和3年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。それでは、第66号議案の詳細

細説明をさせていただきます。

今回の神河町税条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律など一連の法改正がされたことによりまして、神河町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正としまして、令和3年度課税等に影響するものは、固定資産税においては、負担調整措置等により税額が増加する土地について、令和3年度に限り前年度の税額に据え置き、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長、個人町民税の住宅ローン控除における特例の控除期間の延長などがございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、御覧ください。

新旧対照表の1ページをお願いします。初めに、第1条による改正で、第24条第2項は、個人町民税の均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しでございます。個人町民税の非課税の判定の基礎となる扶養親族について、所得要件が国内源泉所得のみで判定されるために、国外で一定以上の所得がある国外居住親族でも扶養控除の対象にされているとの指摘を踏まえ、16歳未満の者及び留学生や障害者、国外への送金関係書類が確認できるものを除く30歳以上70歳未満の成人について、扶養控除の対象にしないこととします。

次に、1ページ中段から3ページをお願いします。第34条の7第1項につきましては、特定の公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金において、出資に対する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外する改正でございます。

次に、3ページ中段から4ページをお願いします。第36条の3の2第4項につきましては、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止でございます。第36条の3の3第1項及び第36条の3の3第4項につきましては、給与所得者と同様に、公的年金受給者の個人町民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し、及び扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止でございます。

次に、4ページ下から5ページをお願いします。第53条の8第1項につきましては、法律改正に合わせて引用条例の規定の整備を行っております。第53条の9第3項・第4項につきましては、退職所得申告書の提出の際、税務署長の承認がなくても電子提出ができるとする税務署長の承認の廃止でございます。

次に、5ページ下から6ページをお願いします。第81条の4につきましては、法律改正に合わせて規定の整備を行っております。

次に、附則第5条第1項につきましては、個人町民税の所得割の非課税限度額において、均等割と同様に、国外居住親族の取扱いの見直しの改正でございます。

附則第6条につきましては、医療費控除におけるセルフメディケーション税制の対象期限の延長を行っております。

次に、6ページ下から9ページをお願いします。附則第10条の2につきましては、法律改正に合わせた規定の整備及び項ずれに伴う措置を行っております。

次に、9ページから12ページをお願いします。附則第11条の2、第12条及び第

13条につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する改正と、その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する宅地については、令和2年度の課税標準額と同額にする措置の改正でございます。

附則第14条につきましては、法律改正に合わせて規定の整備を行っております。

次に、13ページをお願いします。附則第15条につきましては、特別土地保有税の課税の特例の期限の延長を行っております。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の期限について、令和3年3月31日までに取得したものであったのが、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする期限の延長を行っております。

次に、14ページから16ページをお願いします。附則第15条の2の2につきましては、法律改正に合わせて規定の整備を行っております。

附則第16条につきましては、軽自動車税種別割のグリーン化特例軽減措置について、75%軽減対象の自家用自動車、営業用自動車と、50%軽減及び25%軽減の対象は営業用自動車に限定した上で、令和5年3月31日までに取得したものを対象とする2年間の延長とする改正でございます。

附則第16条の2につきましては、附則第16条の条例改正に伴う規定の整備を行っております。

次に、17ページをお願いします。附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅ローン控除の控除期間13年間の特例について、令和4年12月31日までの入居者を対象とする期限の延長を行っております。

続きまして、17ページ中段から19ページは、第2条による改正で、いずれも法律改正による項ずれに伴う措置及び法律改正に合わせた規定の整備を行っております。

なお、この条例は、原則令和3年4月1日から施行するものですが、ただし、各条文ごとの施行期日は各附則において定めているところでございます。また、新旧対照表の後に改正概要をつけさせていただいておりますので、参考とさせていただきます。

以上、第66号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。これ確認的な質問でございますけれども、医療費控除のセルフメディケーション税制の延長ということで、これ参考資料に作っていただいて、よう分かるんですけども、普通、今日ケーブルテレビ見ておられる住民の

皆さんもおられると思うので、医療費控除とセルフメディケーションの関係の医療費控除が二通りあると思うんですけども、そのセルフメディケーション税制という医療費控除とはどんなものか、かいつまんで説明をお願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。通常、皆さんが知られてます医療費控除につきましては、病院等で受診された医療費のほうを対象になりますが、このセルフメディケーション税制と申しますのは、健康の保持増進とか疾病の予防への対策、取組の一環として設けられたものでありまして、平成29年から対象になっておりますが、いわゆるドラッグストア等で購入できる医療品、医薬品、そちらのほうを対象になりまして、ただ全てが対象ではなくて、領収書のほうにそういった認定を受けたお薬が対象になるということで、領収書等に記載が、印がついてたりするものになります。それが医療費控除の対象になりまして、それと加えまして、医療費の抑制の健康の取組をしているということで、人間ドックであったりとか、健康診断を受けた結果表の添付も必要になってきます。実際の医療費控除、通常の病院での受診の医療費控除は10万円を超えたらというのが一般的に知られておりますが、このセルフメディケーション税制の医療費控除は、上限が1万2,000円以上支払ってましたら、1万2,000円を引いた分が、最高8万8,000円となりますが、例えば2万円の支払いがあれば、1万2,000円差し引いて、8,000円分が医療費控除の対象になってきます。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 分かりやすく、ありがとうございました。

この税制の延長が、令和4年度までだったのが令和9年度まで5年間の延長になった、こういう理解でいいですか。

○副議長（澤田 俊一君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。はい、そのとおりでございます。延長になっております。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。

討論を終結します。

これより第66議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第66議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 第67号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第10、第67号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第67号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、令和3年4月1日施行の国の介護報酬改定により、介護予防支援費及び第1号介護予防支援費がそれぞれ改定されたことに伴いまして、神河町手数料条例の一部を改正する条例を令和3年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、第67号議案について説明をいたします。新旧対照表を御覧ください。

町長が説明しましたとおり、令和3年度の国の介護報酬改定により、介護予防支援費と第1号介護予防支援費が改定されました。この介護予防支援費、第1号介護予防支援費とは、いわゆる要支援1、2の方及び総合事業の事業対象者に対するケアプラン作成費のことであり、1か月当たり4,310円を4,380円に改定をするものでございます。

また、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算が廃止をされ、新たに委託連携加算が創設されたものと、新型コロナウイルス感染症への対応で苦慮されていることも含め、ケアプラン作成費に対し、新たに所定単位数の1000分の1相当額をその対応に対しての手数料と支払うようになりました。

なお、委託連携加算とは、地域包括支援センターが民間事業所にケアプラン作成を委

託する際に、被保険者の方の情報等を引き継ぐための加算のことでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上が詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第67号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第67号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11 第68号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第11、第68号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第68号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が、前年の収入額の10分の3以上減少している場合における国民健康保険税の減免について、対象となる納期限を令和4年3月31日まで1年延長することとし、令和3年4月1日から施行することに伴いまして、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和3年3月31日付で専決処分したものでございます。

また、法律改正に伴う新型コロナウイルス感染症の定義についても、同時に規定の整備を行います。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第68号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第68号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12 第69号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第12、第69号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第69号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の合計所得金額の減少が見込まれる場合における介護保険料の減免について、対象となる納期限を1年延長することとし、令和3年4月1日から施行することに伴いまして、神河町介護保険条例の一部を改正する条例を令和3年3月31日付で専決処分したものでございます。

また、法律改正に伴う新型コロナウイルス感染症の定義についても、同時に規定の整備を行います。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第69号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第69号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第13 第70号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第13、第70号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第11号））でございます。

令和3年3月31日に、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3号の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算第10号以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。補正の内容は、歳入では、地方譲与税、税交付金、特別交付税をはじめとして、額の確定によりそれぞれ増減いたしております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態措置による感染症拡大防止協力金を実績により減額し、あわせて繰越明許費補正において、翌年度への繰越事業費を追加しております。

また、観光施設改修工事において、事業費を精査、減額し、あわせて地方債補正において限度額を減額しております。

そして、今回の補正の財源調整のため、歳入において、財政調整基金繰入金を減額、歳出において、積立金を増額しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,182万3,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億9,408万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し長くなるかもしれませんが、前にアクリル板がございますので、マスク等は外させていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、第70号議案の詳細につきまして御説明をいたします。5ページ、第2表、繰越明許費補正をお願いいたします。

1、繰越明許費の追加でございます。6款商工費、1項商工費、休業要請事業者経営継続支援事業でございます。繰越額を224万円追加するものでございます。

補正の理由でございます。令和3年1月14日から令和3年の2月7日までの25日間、新型コロナウイルス感染症拡大防止による2回目の緊急事態宣言が発令されました。これに基づく緊急事態措置といたしまして、飲食店等に対する営業時間短縮要請がございまして、県との協調事業として、感染拡大防止協力金の予算措置540万円を令和3年2月18日に専決、3月議会定例会におきまして御承認をいただいたものでございます。

当該、感染拡大防止協力金につきましては、時短要請に応じた事業所に対しまして、1日当たり1店舗に対して6万円の支給をするもので、国80%、県20%の3分の2、市町20%の3分の1の財政負担でございます。当町においては、経済センサス統計によります54事業所分、540万円の予算額で、県への申請受付期間が令和3年2月18日から令和3年の3月8日までの19日間でございます。その実績が41事業所、支給協力金の総額が5,082万円、町負担額338万8,000円で、このうち令和2年度の支給実績でございますが、支給協力金の総額が1,722万円、町負担額が114万8,000円でございます。町負担額の差額224万円を令和3年度に繰越しをするものでございます。財源の内訳といたしましては、全額が新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、6ページ、第3表、地方債補正をお願いいたします。

1、地方債の変更でございます。8番、観光施設整備事業でございます。グリーンエコ笠形、響の湯の改修工事でございます。事業費につきまして精査をいたしまして920万円を減額をいたしまして、限度額を7,390万円にするものでございます。過疎債でございます。

続いて、19、減収補填債でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による普

通交付税における基準財政収入額と標準税収入額との差を精算するものでございますが、補正の理由といたしまして、法人税割額、それから、たばこ税額の納税額の確定及び地方揮発油譲与税、地方消費税交付金の交付額の確定によるものでございます。

詳細を御説明します。限度額につきましては、法人税割が600万円の減額でございましてゼロ円、それから、消費税の従来分につきましては9万5,000円の増額で29万9,000円、それから、消費税の引上げ分でございますが、8,000円の増額で37万8,000円、そして、たばこ税につきましては55万7,000円の減額で284万3,000円、地方揮発油税につきましては、1万3,000円の減額で98万7,000円、合計で646万7,000円を減額いたしまして、限度額を1,053万3,000円にするものでございます。

これによりまして、限度額の総額でございますが、9億1,641万5,000円でございます。

続いて、事項別明細書で御説明をさせていただきたいと思っております。申し訳ございません、9ページのほうをよろしくお願いをいたします。

2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は92万円の減額でございまして、揮発油税と地方道路税の国税2税のうち42%が市町村道の延長・面積で交付されるもので、額の確定によりまして減額をするものでございます。これによりまして、確定額は1,688万円でございます。

続いて、2項自動車重量譲与税でございます。288万4,000円の減額でございまして、自動車検査証の交付時に自動車の重量によりまして課税されるものでございまして、1000分の422が市町村に交付されるもので、これにつきましても、額の確定により減額するものでございます。これによりまして、確定額は4,911万6,000円でございます。

続いて、3項森林環境譲与税でございます。1,000円の増額で、森林環境税が創設される予定の令和6年度までの間、その収入に相当する金額が交付されるものでございまして、これにつきましても、額の確定により増額するものでございます。確定額は4,084万4,000円でございます。

続いて、3款利子割交付金でございます。17万7,000円の増額でございまして、預貯金の利子5パー分が県民税利子割として課税されておりました、その収入額から事務費相当分を控除しました残りの5分の3が市町の県民税の割合に応じて交付されるものでございまして、これにつきましても、額の確定により増額するものでございます。確定額は137万7,000円でございます。

続いて、4款配当割交付金でございまして、72万1,000円の増額、そして5款株式等譲渡所得割交付金は192万9,000円の増額でございます。ともに上場株式の配当及び譲与益に対しまして、それぞれ5パー分が県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割として課税をされております。市町村の交付割合は利子割交付金と同様に交付されて

おりまして、これらにつきましても、額の確定によりまして、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金についてそれぞれ増額するものでございます。確定額につきましても、配当割交付金が772万1,000円、株式等譲渡所得割交付金が892万9,000円でございます。

続いて、6款ゴルフ場利用税交付金でございます。490万3,000円の減額でございまして、ゴルフ場の利用税として県民税が課税されておりました、その10分の7に相当する額が市町村に交付されるもので、これにつきましても、額の確定により減額するものでございます。確定額は369万7,000円でございます。

続いて、10ページをお願いいたします。7款法人事業税交付金は107万5,000円の減額でございまして、令和2年度に創設されました法人事業税額の7.7パーに相当する額を市町に交付されるものでございまして、額の確定により減額するものでございます。確定額につきましてもは592万5,000円でございます。

続いて、8款地方消費税交付金でございます。356万5,000円の増額でございまして、標準税率10パー、（国7.8パー、地方2.2パー）、軽減税率8パー、（国6.24パー、地方1.76パー）のうち、地方消費税の2分の1が人口等により市町村に交付されるものでございまして、額の確定により増額するものでございます。確定額は、地方消費税交付金（従来分）でございますが、9,988万9,000円、そして、社会保障財源交付金（引上げ分）でございますが、これにつきましてもは1億2,367万6,000円でございます。

続きまして、9款環境性能割交付金でございます。353万3,000円の減額でございまして、自動車の取得時に県税として課税されておりました、収入額の95パーの47パー相当額が市町の道路の延長、面積で交付されるもので、これにつきましても、額の確定により減額するものでございます。確定額は796万7,000円でございます。

続いて、11款地方交付税でございまして、1億1,610万円の増額でございます。特別交付税に係るもので、普通交付税では捕捉されません特別の財政事情に対して交付されるものでございまして、交付額は5億6,610万円でございます。普通交付税と合わせまして、地方交付税総額は34億5,834万7,000円でございます。特別交付税について、前年度との比較を少し申し上げます。全国ベースではマイナス6.6%ということでした。当町におきましては、マイナス3.0%でとどまっております。1,740万円の減額でございます。しかしながら、要望をいたしておりました5億円等に対しまして6,610万円の増額で、特殊事情において、病院運営、特に新型コロナウイルス感染症陽性患者の専用病床の確保や発熱外来対応、それから、陽性患者の入院受入れなど、県との連携協力をした取組を御考慮いただいたところでございます。

続いて、12款交通安全対策特別交付金でございまして、15万1,000円の増額でございます。これにつきましてもは、道路交通法に定める交通違反の反則金を原資といたしまして、市町村の交通事故件数により交付されるものでございます。これも額の確定

により増額をいたすものでございます。確定額は235万1,000円でございます。

続いて、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は201万2,000円の減額でございまして、第2表、繰越明許費補正で御説明をいたしました休業要請事業者経営継続支援事業に財源充当をいたします新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を減額するものでございます。

続いて、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金は451万円の減額でございまして、市町振興支援交付金の確定によるものでございます。確定額につきましては706万3,000円、充当事業は路線バスの運行経費（準幹線系統）に係る経費として53万6,000円、コミバスの運行経費等としまして652万7,000円でございます。

11ページをお願いいたします。4目農林業費県補助金でございまして、2万8,000円の減額でございます。同じく市町振興支援交付金の確定によるものでございまして、確定額は75万1,000円でございます。充当いたしております事業は、鹿、イノシシの捕獲、サル監視及び捕獲等の有害鳥獣対策に係る経費でございます。

続いて、19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は7,393万2,000円の減額でございまして、今回の補正の財源調整のため減額するものでございます。

続きまして、21款諸収入、5項雑入でございます。市町村振興交付金でございまして、135万7,000円の減額で、市町村の振興のため市町村振興宝くじの収益金が交付されているものでございまして、これにつきましても、額の確定により減額をいたすものでございます。確定額は、新市町村振興宝くじ、ハロウィンジャンボでございますが、交付金に係るものが367万9,000円、市町村振興宝くじのサマージャンボに係る交付金が502万2,000円、それから、社会貢献事業分の交付金が1万2,000円でございます。それぞれ充当しております事業が、若者世帯の住宅取得の支援事業でございますとか、中央公民館等で行われてます管理の運営事業でありますとか、国際交流に係る事業、そして、防犯対策に係るもの、防災備蓄事業等々の事業に充当をいたしてございます。

続いて、22款町債につきましましては、第3表の地方債補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

続きまして、12ページ、歳出をお願いいたします。

3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費でございます。財政調整基金積立金2,305万9,000円の増額でございまして、今回の補正財源調整のため増額するものでございます。これによりまして、年度末の残高見込みでございますが、12億2,324万8,000円の見込みでございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。201万2,000円の減額でございまして、2目観光振興費は922万4,000円の減額で、それぞれ第2表の繰越明許費の補正、そして、第3表の地方債補正で御説明を申し上げたとおりで

ございます。

以上で詳細の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○副議長（澤田 俊一君） 再開します。

午前中に引き続き、第70号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和2年度神河町一般会計補正予算（第11号））の審議をお願いいたします。

午前中に提案説明が終わりましたので、ただいまから本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第70号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第70号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第14 第71号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第14、第71号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和3年度神河町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第71号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和3年度神河町一般会計補正予算（第1号））でございます。

令和3年4月30日に、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、当初予算以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の内容は、歳入では、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額しております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県による飲食店等の営業時間短縮要請による感染症拡大防止協力金を増額しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億6,258万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第71号議案の詳細説明をいたします。事項別明細書で御説明いたしますので、4ページのほうをお開きください。

2、歳入、19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は258万1,000円の増額でございます。今回の補正の財源調整のため増額するものでございます。これによりまして、補正後の現在高でございますが、11億7,535万4,000円の見込みでございます。

続きまして、歳出でございます。

3、歳出、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費は258万1,000円の増額でございます。休業要請事業者経営継続支援金給付事業委託料を増額するものでございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、兵庫県が行いました4月1日から4月24日までの営業時間短縮の要請に応じていただきました飲食店を運営する事業者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を県と市町が協調して支給するものでございます。

4月1日から4月21日までの21日間につきましては、時短要請に応じていただきました事業所に対しまして1日当たり1店舗に対して4万円の支給でございます。国が80%、県が20%の3分の2、市町が20%の3分の1の財政負担でございます。申請実績の41事業所分ということで229万6,000円でございます。

そして、4月22日から4月の24日までの3日間につきましては、時短要請に応じていただきました事業所に対しまして、1日当たり1店舗に対して売上額の区分に応じまして2万5,000円から7万5,000円の支給の範囲で、国が80%、県が20%の3分の2、市町が20%の3分の1の財政負担で、申請実績の41事業所分、28万5,000円でございます。

なお、4月の25日から6月の20日まで、3回目の緊急事態宣言が発令をされてご

ざいます。この宣言の期間の感染拡大防止協力金につきましては求められておりませんので、財源としましては、国と県での財源対応ということになってございます。

以上、簡単でございますが、詳細の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第71号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第71号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第15 第72号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第15、第72号議案、中播公平委員会委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第72号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会委員の選任の件でございます。

中播公平委員会は、3名の委員で構成しておりますが、そのうち市川町の松下洋一委員の任期が本年6月30日をもって満了となります。松下委員は、平成25年7月から2期8年務めていただきましたが、このたび任期満了に伴い御勇退されることとなり、新任として尾花哲也氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は4年でございます。現在、福崎町の中塚保彦氏と神河町の谷口勝則氏が就任されております。中塚氏につきましては、令和4年6月30日まで、谷口氏につきましては、令和6年6月30日が任期満了となっております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第72号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第72号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16 第73号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第16、第73号議案、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第73号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されたことに伴い、マイナンバーカードの再交付手数料については、同機構が徴収することとなったため、同法律の施行期日である令和3年9月1日以降、神河町手数料条例のマイナンバーカード再交付手数料の規定が不要となるため、同条例の個人番号カードの再交付の項を削除するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも勉強不足で申し訳ないけど、1点教えていただきたいと思っております。個人番号カードの再交付、これは直接機構のほうに申請するという形になってこようかと思っております。当然、となれば、この手数料が恐らく発生するんじゃないかと思うんですけど、申請した者と、それから、機構との手数料のやり取りいうんですかね、は実務的にはどうなるのかを教えてください。

○副議長（澤田 俊一君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。三谷議員の御質問にお答えをいたします。

実際、マイナンバーカードを再交付する場合、手数料が発生するわけなんですけども、これ、料金としては1,000円ということになってございます。この法律の改正によりまして、地方公共団体情報システム機構から市区町村長に、その手数料の徴収の事務を委託することができるという規定が盛り込まれております。したがって、実際のところは、そういった委託契約を結びまして、手数料については町のほうでお預かりをして、そして、同機構に送金するという流れになるということでございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第73号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第73号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第74号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第17、第74号議案、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第74号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和3年4月1日に施行された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正されたことを踏まえ、本条例を改正するものでございまして、内容は、家庭的保育事業等を実施する事業者の業務負担軽減等の観点から諸記録等の作成、保存等について電磁的な対応を認めることとするため、条例の一部を改正するものでございます。また、上位法の改正により文言を一部改正するものでございます。

なお、家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業をいひまして、これらの事業所は、神河町を含めまして、郡

内に該当施設はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第74号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第74号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第18 第75号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第18、第75号議案、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第75号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義部分の改正がされました。

これに伴い、神河町国民健康保険条例の附則中、新型コロナウイルス感染症を規定した法律名の部分を改正するものです。

なお、これに関連しまして、傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間が令和3年6月30日までとなっていたものが、令和3年9月30日までとなったことに伴い、傷病手当金支給の適用期間を規定した規則の一部を改正しております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第75号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第75号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第19 第76号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第19、第76号議案、神河町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第76号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、今年度4月に消化器内科を専門とする医師を採用したことを契機とし、公立神崎総合病院における診療科目について、診療の実態に合わせるよう改正するものです。

改正内容は、条例第4条第2項において、新たに消化器内科、血管外科、皮膚科を追加し、一方で、肛門科、東洋医学科を削除するものです。

なお、東洋医学科は、令和3年3月で診療を終了したところです。また、医療法の届出上の診療科目を今後広告可能なものとするために、診療の実態も踏まえ、呼吸器科を呼吸器内科に、循環器科を循環器内科に、胃腸科を胃腸外科にそれぞれ改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第76号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第76号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第20 第77号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第20、第77号議案、財産処分の件を議題とします。
上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第77号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、財産処分の件でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

旧川上小学校及び川上幼稚園等の土地及び建物を、6月11日より民間事業者の有償及び無償で貸し付け、自動養殖システムの研究開発、食用コオロギの養殖・加工を目的として活用しようとするものです。

土地については、川上469番地の10ほか11筆、6,228.21平方メートル、建物については、小学校校舎ほか2棟、1,866平方メートルを貸し付けしようとするものです。

貸付けの相手は、株式会社BugMoでありまして、本跡地で食用コオロギの自動養殖システムの検証を行い、段階的に量産し、養殖したコオロギを乾燥粉末等に加工し、販売をされる予定であります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、第77号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まず、閉校後の川上小学校、幼稚園の跡地活用につきましては、これまでみんなの廃校プロジェクトという文部科学省のウェブサイトに登録をし、随時、利活用される個人や企業の提案を募集してまいりました。そして、昨年11月に株式会社BugMoから食用コオロギの養殖及び自動繁殖システムの研究開発に関する提案を受けたところでございます。その後、川上区長に提案内容の説明、区の役員会の開催、そして、株式会社BugMoと、BugMoと連携をされている神戸情報大学院大学教授にお越しをいただき、地元での説明会を開催していただいております。説明会の後、区の役員会で提案

を受け入れるとの結論が出されました。区の意向を踏まえまして、町といたしましては2回の政策調整会議を開き、できる限りリスクが回避できるようBugMoと協議を行い、運転資金の調達や、食用コオロギの買手事業者についても確認が取れたため、今定例会で財産処分の提案をさせていただくことといたしました。

次に、提案のありました事業概要につきまして御説明を申し上げます。資料7ページの事業概要を御覧ください。食用コオロギの養殖は、代替たんぱく質として生産をし、加工品として消費者や企業に販売を行う事業でございます。その背景といたしましては、世界規模でたんぱく質の需要が増加している一方で、地球温暖化等により甲殻類の減少によるたんぱく質の供給が減ってきているという現状がございます。また、家畜からたんぱく質を生産した場合との比較では、昆虫から生産するほうが環境負荷が少なく、いわゆる持続可能な開発目標にふさわしい研究開発と言えます。そのような背景の中、需要が高まるたんぱく質を、ICTを使った自動運転装置を開発し、量産ができる体制を構築することを目的といたしております。

次に、校舎及び体育館の利用について御説明を申し上げます。資料8ページを御覧ください。体育館の図面中、養殖スペースと記載しているところでコオロギの養殖を行います。体育館の中にテントサイトのようなものを建て、その中でコオロギの養殖を行うものです。また、その上のエサ・サイロは、餌をためておくところ、その右側のエサマシーン、充電エリアにつきましては、将来自動化になったときに、ここから自動的に餌やりができるシステムの予定場所となっております。

また、資料9ページ目を御覧ください。こちらは校舎2階部分となりますが、事務室、資材・道具の保管室、実験室、ものづくり作業室などの予定でございます。自動運転ができた場合には、モニタリングルームとしても利用する予定になっております。

次に、契約内容について御説明をいたします。概要につきましては、町長の提案説明のとおりでございます。また、これまでの学校跡地活用の契約内容と同じ考え方の内容としております。

次に、処分の日につきましては、本日、6月11日とさせていただきます。

次に、参考といたしまして、資料1ページ目から賃貸借契約書を添付しておりますので、また御覧をいただきたいと思っております。

次に、資料5ページ目を御覧ください。協定書につきましては、株式会社BugMoと町と川上区で交わすこととしていますが、雇用機会があった場合の地元優先の配慮や、幼稚園園舎等、運動場の施設利用の配慮などについて定めております。

以上が、財産処分に至るまでの経過と提案内容の詳細でございます。

提案者である株式会社BugMoは、ベンチャー企業ではありますが、システム開発につきましては、神戸情報大学院大学との提携もされております。また、資金調達につきましても、複数の金融機関からの調達もされることから、まさに産官学連携による取組であり、今は珍しい事業ではありますが、将来性のある事業であることから、町と

しても大いに期待をしているところでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ちょっとお伺いします。7ページの下のほう、四角の中ですけれども、体育館を養殖スペースに利用というのは、つまり8ページの図面だと思うんですね。それから、校舎の教室をシステム開発室、それから、事務所、加工、製造とありますけれども、それは図面の中ではどこに当たるんでしょうか、お尋ねします。9ページは多分2階の平面図だと思うんですけども、教室の平面図はいかがでしょうか。

○副議長（澤田 俊一君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。まず、2階のこの職員室のあるところ、9ページ目のところでございますが、そのところには資材・道具の保管室、物置とか、実験室というものを図の中に描いてございますが、そういったところを利用する予定になってございます。ほかの教室につきましては、そういう開発を行うためにもっと部屋が必要になったときには、ほかの空き教室を使わせていただくというような、そういう予定でございます。最初の頃には、主にはこの2階部分から使用させていただくというようなことで計画を伺っております。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 校舎の教室をと書いてあるので、多分これ3階の教室かなと思うんですけど、将来的にはその教室も順次使用していく可能性があるかと捉えていいんでしょうか。その中には、加工、製造とか、原料、資材の保管庫とか、そのほか開発室とか、そういうものに使われるというふうにと捉えてよろしいんでしょうか。こういう図面があったら一番分かりやすいんですけども。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。小島議員様の問いのことで、私のほうもそのように思っております。今、動き始めてしばらくは、大規模な運用は当然できないと思うんですけども、順次進んでいきますと、開発ということで、空き教室も使わせていただくというように、こちらも考えております。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。2点ほど教えてもらいたいんですが、一応、会社としてここ借りてやるんですが、どれぐらいの売上高を予想しているものか

というのが1点。

次に、雇用の関係で、これ地元の人の雇用があるのか、その2点をお願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。栗原議員の質問にお答えをさせていただきます。まず、売上げでございますけれども、生産量によりまして年々変わってくる予定になっておりますけれども、一応、2月にヒアリングをさせていただいたところの数字を申し上げますと、順調に自動運転が稼働されたとして、1年目の売上げが840万円程度、それから、2年目以降につきましては4,900万円というようなことになっておりますけれども、量といたしましても、1年目が2トンというようなことでございますので、随分と順調に生産ができた場合ということで、こちらは理解しております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか、雇用の関係は。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） すみません、総務課、岡部でございます。失礼いたしました。それから、地元の雇用でございますが、一応、年間の中で、繁忙期につきましては、地元の雇用を3名程度というように言われております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

ちょっと私のほうから確認なんですけども、先ほどの岡部総務課長の詳細説明の中で、議案書の2ページ目の貸付けの期間とか、賃料の免除、減額、増額請求、6番、8番辺りですね、これ大事なところだと思うんですが、ほかの学校の例でというふうなことがあったんですけども、議案ですので、少しこの辺のところ、確認のために説明をお願いしたいと思います。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。大変失礼をいたしました。それでは、議案のところでございます。財産の所在地、土地のところでございますが、神戸町川上469番地の10のところでございます。土地につきましては、先ほどの町長の説明にありましたように12筆あると思いますが、全部読み上げましょうか。

○副議長（澤田 俊一君） 特に貸付けの期間、6番、8番の辺りをしっかりと、議案でするので押さえておかないと。

○総務課長（岡部 成幸君） すみません、失礼いたしました。恐れ入ります。次のページの貸付期間のところでございます。貸付期間につきましては、令和3年6月11日、本日から、令和13年3月31日までということで、9年と9か月余りということになっておろうかと思っております。年度末で区切るということにさせていただきましたので、ちょうど、ちょっと10年にはなっていない状況でございます。

それから、貸付金額でございますけれども、川上小学校につきましては407平米の

面積がございまして、平米当たりの単価といたしましては17円ということでございます。月間賃料といたしましては6,919円、年間賃料といたしましては8万3,028円ということでございます。続いて、幼稚園の園舎でございまして、園舎の面積が198平方メートル、平米当たりの賃料といたしましては3円、月間賃料といたしましては594円ということで、年間賃料といたしまして7,128円ということでございます。続いて、体育館でございまして、体育館の面積が512平方メートル、平米当たりの単価が17円、月間賃料が8,704円、年間賃料が10万4,448円ということでございます。そして、小学校運動場でございまして、全体面積で3,382.61平方メートル、平米当たりの賃料が3円ということで、月間賃料が1万148円、年間賃料といたしましては12万1,776円ということでございます。それから、小学校の駐車場のほか、表側駐車場のところでございまして、このところが1,728.60平方メートルで、平米当たりの賃料につきましては3円、月間賃料といたしまして5,186円、そして年間賃料といたしましては6万2,232円ということでございまして、月間賃料の合計といたしまして3万1,551円に対しまして、年間37万8,612円の貸付料ということになってございます。

そして、8番目の項目のところでございまして、賃料の免除、減額、増額請求というところでございます。先ほど、約10年間の貸付期間ということになってございますが、令和3年6月11日から令和8年6月10日までの当初の5年間につきましては、賃料を免除することとさせてもらっております。貸付けが始まりまして、3年を経過するごとに、賃料の見直しを行うための協議を行うということにさせてもらっております。

そのほかは、少し経費のこと等々が書いてございますが、概要といたしましては、以上のとおりでございます。大変失礼いたしました。

○副議長（澤田 俊一君） 追加の説明をしていただきました。

質疑等ございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。教えていただきたいのが、まず貸付金額のところで、建物の部分でいうと、小学校の校舎と体育館は平米当たり17円に対して、幼稚園の園舎だけ3円、いわゆる土地部分と全く同じ金額なので、この金額の根拠を。

それと、もう1点が、賃料の見直し期間なんですけども、最初の5年間が無償貸付けということ決められておいて、なぜ3年ごとの見直しなのか。ちょっと何かタイミングが合わない。私だったら、まず5年目に見直しをしてっていう形になると思うんですけど、その辺をされた理由、お願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございまして。まず、平米当たりの単価のと

ころの問いだと思います。まず、小学校校舎、それから体育館のところにつきましては、平米当たり17円、残りのところが3円ということになってございます。これは建物ではなくて、全て土地に対する賃料ということになっておりますが、では、何で違うのかということでございます。この川上区との協定書、5ページ以降のところには載っておりますが、幼稚園園舎と、そして運動場、それから駐車場につきましては、川上区の利用を優先的に使わせてくださいということに、町のほうといたしましてもしております。そのために、業者様のほう、同じ賃料取るのはちょっとそれは申し訳ないということで、ほかの学校の貸付けも同じなんですけれども、地元利用がある場合は5分の1程度に単価をちょっと圧縮しているというようなことがございますので、同じ考え方でさせていただきます。

それから、貸付け、3年を経過するごとに見直しで、当初5年ということでございますが、3年をたったときに、業者様とヒアリングを行って、5年後以降の見通しを立てるという意味で、少し早めのヒアリングをさせていただくというようなことにさせてもらっております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） また、1点教えてもらいたいんですが、これ、貸し付けするときに、かなり古い建物やと思うんですが、もし雨漏りとか、いろいろ支障を来す場合、これは借りるほうが直すようになるんですか。その辺、ちょっと確認でお願いしたいです。

○副議長（澤田 俊一君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。ちょっとお待ちください。契約書の2ページ目のところに、6条のところで、有益費等の請求権の放棄ということで、本件に投じた有益費または必要費があっても、これを甲に請求しないものとするということが書いてございます。これにつきましては、校舎を使うに当たっていろいろ経費が仮に発生したとしても、それは町のほうに請求はしないですよという取決めをさせてもらっておりますので、現状のままで貸付けをさせていただいて、後々もしそういうことが、修繕費だとかが出た場合は、業者さんのほうで直していただくというような予定にしております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに。ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第77号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第77号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第21 第78号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第21、第78号議案、財産処分の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第78号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、財産処分の件でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

貸付建物につきましては、公立神崎総合病院の東側、神河町粟賀町394番地の1に立地しているプレハブ平家建て68.04平方メートルを、令和3年6月11日から令和6年3月31日までの間、無償で貸付けをしようとするものです。

貸付けの相手は、特定非営利活動法人ゆめ花館でありまして、高齢者の就労をキーワードとした、生きがい・居場所づくりと介護予防を主目的とした高齢者の活動施設として活用しようとするものであります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第78号議案について詳細説明を行います。

本議案は、先ほど町長が説明しましたとおり、公立神崎総合病院の東隣である神河町粟賀町394番地の1に立地するプレハブ平家建て68.04平方メートルを、高齢者等の活動・福祉施設として特定非営利活動法人ゆめ花館に無償で貸し付けるものでございます。

ゆめ花館は、昨年11月末までは障害者を対象とした就労継続支援B型作業所として

運営をされておりましたが、12月からは神河町社会福祉協議会のひと花に運営移譲をされました。

その後、法人内で今後のゆめ花館の事業運営について検討された結果、神河町においては超高齢化と高齢者の独り暮らしが急速に進む中、高齢者等の生きがいつくり、居場所づくりの確保と、認知症をはじめとする介護予防の必要性に着目をされました。

具体的には、ゆめ花館の趣旨に賛同いただいた企業から軽作業を請け負い、通所者には仕事のノルマを設定せず、自分のペースでゆったりとした時間の流れの中での作業やコミュニケーションを図ることにより、自分の生きがいや居場所を見つけ、共有してもらうとともに、ひいては介護予防、認知症予防につながるものと期待をしております。

町としましては、1月25日にゆめ花館から相談、要望をお聞きし、1月27日に住民福祉グループ会議を、2月9日に政策調整会議を開き、町として本施設の必要性等について検討させていただきました。

町の財産である町有施設を無償貸与する重要な案件であることから、町の高齢者福祉計画等との整合性の確認や、事業運営への支援金、補助金の模索、また今後のゆめ花館の運営における収支計画の確認や、施設使用に当たっての条件等を提示させていただき、調整を行う時間が必要であったことから、今回の6月議会への上程となりました。

また、この3月に策定いたしました、神河町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画の基本理念である、「共に支える 安心・健康・いきいきかみかわ」の達成を目指す中で、高齢者の多様な就労、社会参加の促進、地域での主体的な介護予防活動の支援と活性化、認知症予防、早期支援の取組に合致した事業内容であると判断をさせていただきました。

以上のことから、申出のあった建物の賃料につきましては、事業の内容、趣旨等を勘案し、無料といたしました。貸付期間につきましては、公立神崎総合病院の今後の活用計画にも影響することから、まずは令和6年3月31日までとし、今後検討を行います。

なお、これまでのゆめ花館の障害者就労継続支援B型作業所につきましても、無償貸与とさせていただいております。

また、別紙資料として、1ページから5ページには無償貸付契約書と、1月25日の要望にいられたときの依頼書をつけております。

6ページにつきましては、町としての条件をお示しをさせていただいた文書をつけております。条件としましては、1つ、就労による賃金が主目的ではなく、生きがいつくり・居場所づくりを通して介護予防につなげる。2つ目、法人運営の確認のため、収支計画・決算の報告のお願い。3つ目、病院駐車場が満車状態であるため、自家用車等の駐車を控えていただく。4つ目、運営補助として、高齢者等の介護予防、認知症予防の面を担っていただくことから、今現在しているミニデイ補助と同様の補助を行う。5つ目、企業からの作業受託の部分につきましては、ゆめ花館で努力をお願いしたいが、高齢者福祉を目的に運営されていることから、必要に応じ町としても応援、協力を行うと

いうことにしております。

以上のことについて、ゆめ花館と協議、確認をさせていただいております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第78号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第78号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第22 第79号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第22、第79号議案、神河町消防団大山分団吉富部消防ポンプ自動車の取得の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第79号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団大山分団吉富部消防ポンプ自動車の取得の件でございます。

本件は、神河町消防車両配備計画に基づき、平成8年に配備し、本年度に配備後25年を経過する大山分団吉富部の消防ポンプ自動車を更新するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

車両はトヨタ自動車のダイナでございまして、1.15トン級消防専用ダブルキャブオーバー型で、ポンプ等を搭載後の車両総重量は3.5トン未満、オートマチックの二輪駆動でございます。また、乗車定員は前部3名、後部3名の計6名で、普通免許証で運転が可能な消防ポンプ自動車となっております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課の井出でございます。
それでは、神河町消防団大山分団吉富部消防ポンプ自動車の取得の件の詳細説明をさせていただきます。

議案書の次のページの、神河町消防団大山分団吉富部消防ポンプ自動車の取得に関する附属説明書を御覧ください。

1、入札の状況、(1)入札の日時、場所及び事業名ですが、日時は令和3年6月1日火曜日午前8時56分。場所は神河町役場3階第3会議室。事業名は神河町消防団大山分団吉富部消防ポンプ自動車（CD-I）購入事業でございます。

(2)入札予定価格。消費税及び地方消費税を含まない額は1,749万3,000円で、消費税及び地方消費税10%を加算した額は1,924万2,300円でございます。

次の、(3)応札業者並びに入札書記載金額は、記載のとおり、有限会社西垣消防器具製作所が1,730万円で落札となっております。

(4)契約金額ですが、入札書記載金額に消費税及び地方消費税10%を加算した額、金1,903万円を取得金額といたします。

2、納車期限につきましては、令和4年1月31日でございます。

次ページの、神河町消防団消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得に関する附属説明書を御覧ください。

(1)事業名のところでございます。大山分団吉富部の現行車両につきましては、平成8年12月に配備しましたボンネットタイプの消防ポンプ自動車（BD型）でございまして、配備後25年を経過し、本年度に26年目を迎えることから、神河町車両配備計画に基づきまして更新するものでございます。

次に、(2)型式ですが、ベース車両はトヨタのダイナでございます。最大積載量が1.15トンのダブルキャブオーバー型で、オートマチック車の二輪駆動、乗車定員は前部3名、後部3名の計6名でございます。また、ポンプ等を搭載後の完成車両の総重量が3.5トン未満でございますので、平成29年3月の道路交通法改正後に普通免許証を取得された消防団員でも運転が可能となります。これまでに配備しております消防ポンプ自動車は、車両総重量が3.5トン以上となりますので、準中型免許証以上の免許証が必要となることから、このたびの配備車両につきましては、吉富部の意向により、普通免許証で運転ができる消防ポンプ車両に決定しております。

(3)ポンプですが、消防ポンプ自動車に使用するA-2級の性能で、高速運転時の性能の低下を防止するインデューサー付きの軽量化されたポリュートポンプでございます。なお、ポンプの構造及び性能につきましては、日本消防協会検定の受託評価により、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の基準に適合していることが保証されております。

(4)の配備品は記載のとおりでございます。

以上で、神河町消防団大山分団吉富部消防ポンプ自動車の取得の件の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第79号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第79号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第23 第80号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第23、第80号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第80号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町一般会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、4月の人事異動、担当替え、昇格、共済費掛け率の変更、会計年度任用職員等による人件費の補正と、それに伴う特別会計繰出金の補正。

地方創生推進交付金の事業採択による増額。

子育て世帯生活支援特別給付金事業による事業費及び事務費補助金の増額。

増額内示に伴う道路メンテナンス事業補助金の増額。

企画費では、地方創生推進交付金事業（機能性野菜6次産業化事業）による野菜等加工施設の機器整備等への補助金の増額。

児童福祉費では、子育て世帯生活支援特別給付金事業の総額。

土木費では、道路メンテナンス事業で橋梁補修設計委託料の増額。

河川費では、護岸崩壊、洗掘による河川改修工事請負費の増額。

消防費では、町消防操法訓練大会等の中止による減額。

小・中学校費では、スクール・サポート・スタッフの減員による会計年度任用職員に

係る人件費の減額。

社会教育費では、全日本愛瓢会神河町大会の来年度への延期による減額。

今回の補正による財源調整として、財政調整基金繰入金の減額等でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億59万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,317万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し長くなりますので、アクリル板がございまして、マスクのほうを外させていただきます。

それでは、第80号議案の詳細説明をいたします。5ページ、第2表、地方債補正をお開きください。

1、地方債の変更でございます。11、橋梁整備事業は、道路メンテナンス事業費補助金橋梁長寿命化修繕事業でございますが、を財源といたしまして予算計上をしておりますが、補助対象事業費の増額内示がありまして、1,710万円を増額し、限度額を5,500万円に増額するものでございます。地方債の対象事業につきましては、過疎対策事業でございます。

続きまして、15、河川整備事業でございます。河川改修事業で、当初予算におきましては地方債の対象外事業としておりました。当初予算の計上の事業費1,450万円と、今回の補正予算に計上する350万円を合わせまして1,800万円を地方債充当し、限度額を1,800万円とするものでございます。地方債の対象事業につきましては、緊急自然災害防止事業で、充当率につきましては100%、交付税算入率が70%でございます。

これらによりまして、限度額の総額でございますが、7億6,550万円でございます。

28ページのほうに、地方債の内訳として別添資料を添付をいたしておりますので、また御確認のほどをお願いをいたしたいと思っております。

続きまして、事項別明細書で御説明をさせていただきたいと思っております。9ページのほうをよろしくお願いたします。2、歳入、13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金でございます。老人福祉施設の入所者費用徴収金でございます。1万5,000円の増額でございます。内容につきましては、生活管理指導短期宿泊の利用者の期間延長、それから、今後の少し利用者増が見込まれるといったところも加味しまして増額の補正をしているところでございます。

続きまして、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございま

す。障害者医療費負担金52万7,000円の増額でございまして、育成医療に係るもので、医療保険分、自己負担分等を控除した公費負担が105万4,000円でございます。その2分の1の負担でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。3,428万3,000円の増額でございまして、地方創生推進交付金3,400万円の増額で、新規事業といたしまして、地方創生推進交付金事業（機能性野菜6次産業化事業）といたしまして6,800万円の2分の1の補助でございます。それから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、28万3,000円の増額でございまして、小・中の学校のGIGAスクールサポーター配置支援事業に係るものでございます。補助金の2分の1を控除した地方負担分に充当をするものでございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金は1,352万円の増額でございまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るものでございます。事業費及び事務費の補助金で、補助率につきましては10分の10でございます。

続いて、4目土木費国庫補助金でございます。2,288万円の増額でございまして、地方債の補正で御説明をいたしました道路メンテナンス事業費の補助金、橋梁長寿命化修繕事業でございますが、補助対象事業費の増額内示に伴うものでございます。

続いて、5目教育費国庫補助金でございます。28万1,000円の増額で、小・中学校のGIGAスクールサポーター配置支援事業に係るものでございまして、当初予算編成以降に補助採択があったことによりまして財源充当をするものでございます。補助率につきましては2分の1でございます。

続いて、16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金でございます。26万3,000円の増額でございまして、民生費国庫補助金で御説明をいたしました障害者医療費負担金で、公費負担分105万4,000円の4分の1の負担でございます。

2項県補助金、7目教育費県補助金は、スクール・サポート・スタッフ配備事業補助金286万8,000円の減額でございまして、令和2年度に引き続きまして新型コロナウイルス感染症対応の需要といたしまして増員要望をいたしておりましたが、令和3年度につきましては、当該のコロナ特別枠がなくなったため小学校費で2名減、191万2,000円の減額、中学校費で1名減、95万6,000円の減額をするものでございます。

続いて、10ページをお願いします。3項県委託金、5目商工費県委託金は55万5,000円の増額でございまして、砥峰高原自然交流館の管理運営委託金でございまして、川上区が施行いたしましたとのみね交流館トイレ洋式化修繕に伴う追加交付があったものでございます。

続いて、19款繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金でございます。12万1,000円の増額でございまして、これにつきましては神崎小学校に設置をしております太陽光発電の修繕に充当するものでございます。なお、充当額につきま

しては、当該の施設での売電収入を積み立てたものを充当するというところでございます。

続いて、6目財政調整基金繰入金は1,088万1,000円の減額でございまして、今回の補正の財源調整のため減額するものでございます。これによりまして、補正後の残高見込みでございしますが、11億8,623万5,000円の見込みでございます。

続いて、21款諸収入、5項雑入、2目雑入は680万円の増額でございまして、地方創生推進交付金（機能性野菜6次産業化事業）に係る事業に伴う負担金ということでございます。

続いて、22款町債、1項町債、6目土木債は3,510万円の増額でございまして、第2表の地方債補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

続きまして、11ページの歳出のほうをお願いをいたします。

まず、歳出全般にわたりまして、人件費につきまして、4月の人事異動、各課での担当替え、共済費保険料の変更、その他異動に伴う補正と人件費に係る特別会計への繰出金の補正をしております。なお、各科目での給料・職員手当・共済費の個々の説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

ここで、22ページの給与費明細書のほうをお願いをいたします。2、一般職、(1)総括をお願いをいたします。区分、比較欄で、外書き両括弧上段につきましては再任用職員、両括弧下段につきましては会計年度任用職員でございます。一般職の合計で、給料1,135万5,000円の減額、職員手当50万円の増額、共済費46万2,000円の減額でございまして、合計で1,131万7,000円の減額補正でございます。そして、再任用職員につきましては合計で303万4,000円の増額、それから、会計年度任用職員は合計で1,015万2,000円の減額でございます。

戻っていただきまして、11ページのほうをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費は30万円の増額でございまして、旧大山小学校跡地の公園整備の関係で、グラウンド、公園管理を地元のほうに委託の方向で調整を進めてございます。これに備えまして、必要となりますグラウンド整備用のトンボでありますとかブラシ等の備品、それから、グラウンド補修用の真砂土の購入経費を増額補正をさせていただいております。

続いて、12ページをお願いをいたします。6目企画費、18節負担金、補助及び交付金は新規事業でございまして、地方創生推進交付金事業でございまして、機能性野菜6次産業化事業補助金といたしまして6,800万円を増額補正をさせていただいております。

27ページのほうに新規事業の説明一覧表を添付させていただいております。27ページのほうを少し御覧をいただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。事業の概要につきましては掲載をしておるとおりでございまして、野菜等の加工施設の機器整備に6,200万円、そして、研修費、販路開拓費に600万円を補助するというものでございます。財源の内訳につきまして少し見ていただきたいと思っております。2

分の1の補助率で、地方創生推進交付金が3,400万円、そして、事業負担金といたしまして680万円、一般財源につきましては2,720万円で、一般財源相当額につきましては特別交付税の算入を見込んでございます。

申し訳ございません。また戻っていただいて、12ページをお願いをいたします。8目諸費でございます。過年度子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金返還金でございます。27万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては実績の報告により過不足を精算するものでございます。

続いて、13ページのほうをよろしくをお願いをいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金でございます。集落公園等の整備事業補助金といたしまして4万円の増額でございます。寺前区から申請のございます秋桜たうんに隣接する公園の遊具の修繕でございます。ブランコ等の鎖の劣化等により追加の修繕を要望されたものに伴うものでございます。

2目老人福祉費は、老人保護措置事業、生活管理指導短期宿泊事業委託料15万4,000円の増額でございます。利用者の1名の期間延長と今後の利用見込みの増により増額をするものでございます。

3目心身障害者福祉費は、育成医療給付費105万4,000円の増額でございます。平成28年度を最後に給付の実績がございませんでした。当初予算におきましては科目設定のみといたしておりました。今般、1件の該当があるため、所要額につきましては予算の措置をするものでございます。

13ページから14ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。1,352万円の増額でございます。子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るものでございまして、3節の職員手当等から13節の使用料及び賃借料までの事務経費352万円、そして、18節の負担金、補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金1,000万円の増額でございます。これにつきましても、27ページに新規事業の説明一覧表をつけておりますので、少しそちらを見ていただいて事業の概要を御説明したいというふうに思います。

事業の概要を御説明をいたします。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対しまして、その実情を踏まえた生活の支援を行うという観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものでございまして、対象といたしまして、まず1番として、令和3年4月分の児童手当、また特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税者、それから、2点目としまして、対象児童の養育者でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税者である者と同様の事情にあると認められる者が対象となっております。給付につきましては、児童1人当たり一律5万円ということでございます。

財源の内訳でございます。全額国庫負担金であります子育て世帯生活支援特別給付金

事業費及び事務費の補助金でございます。

申し訳ありません、戻っていただきまして、16ページをお願いをいたします。6款商工費、1項商工費、2目観光振興費でございます。砥峰高原の自然交流館運営委託料55万5,000円の増額でございます。歳入で商工費の県委託金で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁新設改良費は、道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化修繕事業）で、橋梁補修設計委託料4,000万円の増額でございます。補正要因につきましては、地方債のほうで御説明を申し上げたとおりでございます。

3項河川費、1目河川費は400万円の増額で、河川クリーン作戦事業委託料としまして50万円、河川改修工事請負費350万円の増額でございます。河川クリーン作戦は町管理河川に係るものでございまして、経年の護岸の浸食等により倒木等が危惧される立木の除去経費を増額するものでございます。また、河川改修工事請負費につきましては、福本区の中茶屋川、根宇野区の石枕谷川で、ともに緊急性のある護岸の改修工事でございます。

続いて、17ページをお願いをいたします。8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費でございます。127万3,000円の減額でございます。昨年に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、町消防操法大会及び中播磨地区の消防操法大会が中止が決定しました。所要額を減額するものでございます。

続いて、9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、10節需用費でございます。修繕料につきましては12万1,000円の増額でございます。神崎小学校の太陽光発電施設の修繕によるものでございます。

続いて、2目小学校教育振興費でございます。208万4,000円の減額でございます。スクール・サポート・スタッフ2名減によるものでございます。

続いて、18ページをお願いをいたします。3項中学校費、1目中学校管理費、11節役務費は8万9,000円の増額でございます。9月27日に延期しました修学旅行が、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によりキャンセルとなった場合を見越してキャンセル料金に対応するため、保険料を増額するものでございます。続いて、21節補償、補填及び賠償金は12万5,000円の増額でございます。修学旅行を東京方面から三重方面に企画変更したことに伴う企画料の取消し料でございます。

続いて、2目中学校教育振興費でございます。スクール・サポート・スタッフ1名減により110万7,000円の減額、それから、外国語指導助手活用事業、いわゆるALTでございますが、につきまして、JETあっせんから民間委託に変更することによる経費55万8,000円の減額でございます。外国語の指導助手の派遣業務を民間委託する経費が、7か月分ですが、334万4,000円の増額をするものでございます。ALTにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、派遣供給が非

常に困難な状況で不在の状況が続いておりまして、これを早く解消をしたいといったところで予算を計上をさせていただいてるところでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。5項社会教育費、1目社会教育総務費は、10節需用費から18節の負担金、補助及び交付金まで、全日本愛瓢会神河町大会が来年度に延期になったことにより、その所要経費でございます355万4,000円を減額するものでございます。

続いて、2目公民館費、12節委託料は、施設管理業務委託料で19万2,000円の増額でございます。4月の人事異動により職員数が減になったことにより業務対応をするために委託料を増額するものでございます。

21ページから26ページにつきましては給与費明細書、27ページは新規事業の説明一覧表、28ページは補正に伴う地方債の内訳でございます。御確認をお願いをしたいと思います。

以上で詳細説明につきまして終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案の質疑に入る前に、午前中の産業建設常任委員長の閉会中の活動報告の中で、機能性野菜6次産業化事業について追加資料が配付されております。この件については、本補正予算について新規事業として計上されておりますので、質疑に入る前にここで資料の簡潔な説明を求めます。

真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） 失礼いたします。ひと・まち・みらい課、真弓でございます。今回、産業建設常任委員会の追加資料として配付させていただきました機能性野菜6次産業化事業につきましては、先ほども財政特命参事のほうから説明がございましたが、本補正予算に新規事業として計上させていただいております。産業建設常任委員会開催後、内容の変更が生じたので、それも含めて説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に配付させていただいております産業建設常任委員会追加資料と記載しております資料を御覧ください。まず、1ページ目をお願いします。事業概要でございます。機能性野菜6次産業化事業の事業主体は、株式会社KTSといたしまして、アグリイノベーション神河株式会社の親会社となります。平成29年からの3か年、アグリイノベーション神河株式会社がこれまで取り組んできましたニンジンジュース事業をさらに拡大させ、アグリイノベーション事業を軌道に乗せるため、親会社であります株式会社KTSが事業展開されようとする事業に町が補助しようとするものでございます。

次に、2番、財源内訳でございます。事業費、補助金になりますけれども、3か年の事業となっております。3列目に財源内訳は記載しておりますが、3か年で補助金総額9,400万となります。財源内訳としましては、国の地方創生推進交付金と特別交付

税、そして、残りは事業者負担によるものとなりまして、町からの持ち出しはない形で進めることとしております。合計欄を御覧ください。令和3年から5年度までの3か年で9,400万円の補助金、財源内訳としまして国庫補助金が事業費の2分の1で4,700万、残りの2分の1が特別交付税が3,760万、事業者負担が940万を予定しております。

次に、右側のページ、2ページ目を御覧ください。事業予定地でございます。午前中の産業建設常任委員長の報告にございました福本地内は、地権者交渉が用地交渉がうまくいきませんで断念せざるを得ない状況となりまして、急遽ここに示しております山田地内で、現在事業主体の株式会社KTSのほうで地権者交渉を行われてるところでございます。交渉のほうも最終段階に来ているという報告を受けております。現在、交渉中ですので、この場で用地取得に関しての詳細な説明は控えさせていただきたいと思っております。この朱色に塗っております部分につきまして、広さとしましては約6,700平米となります。

次に、3ページ目以降の4の整備内容、5の事業収支等につきましては、前回の産業建設常任委員会の報告と変更はございません。

大まかな説明となりますが、地方創生推進交付金事業（機能性野菜6次産業化事業）についての説明を終わらせていただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を14時55分といたします。

午後2時36分休憩

午後2時55分再開

○副議長（澤田 俊一君） 再開します。

休憩前に引き続き、第80号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第2号）の審議をお願いいたします。

それでは、本議案に対する質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ちょっとお尋ねします。27ページの説明一覧表の中で、地方創生交付金事業でありますニンジンジュースの件ですけれども、これで説明、今日もらった追加資料の中のことも関係あるんですけれども、この5ヘクタールですね、5町2反2畝とありますけれども、これぐらいの作付は町内で可能なかどうか。この図面上では一部分だと思うんですけど、6,700平米とありましたけれども、その辺り、町内で可能なかどうかということです。お願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。小島議員の御質問にお答えいたします。現在、この5ヘクタールにつきましては稼働3

か年後の目標ということでございまして、当初からこのアグリノベーション等の事業の中で御協力、御参加いただいております営農団体、5社ありますけれども、営農団体と担い手農家さんがそれぞれありまして、アグリノベーションも併せまして、稼働3か年後には5ヘクタールを作るということで、一応目標にしてやってきてるということでございます。もちろんこのメンバーだけでは足りない部分というのも出てくるでしょうから、また、作付の大小というか、それも収穫量も年によってまた変わって来たりしますから、やはりそれを作っただけの農家さんというのは随時募集していくわけですが、最低でもこの5社で5ヘクタールは確保するというので一応進めております。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） 真弓君、この図面は作付関係ない部分やで。図面と農地は違うということ。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） すみません。この図面上の朱色に塗ってあります部分、これにつきましては、農産加工場と倉庫部分、資材を置くですとか商品を置く倉庫ですとか、そういうものがかなり必要になってきますので、ここでいろいろ直売とかそういうこともされようとしております。そういうようなことを全て合わせてこれだけの面積でやろうとされてるということにして、ここで直栽培する云々ということでは、イコールではないということです。ここはあくまで農産加工場として使うということで、栽培につきましてはまた別の圃場ということになるということでございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ありがとうございます。

それと、この5ヘクタールという広さの面積を栽培するには、とても人手だけでは作業できないと。多分機械化が進むだろうと思うんですけども、この財源内訳の中にも書いてありますけども、ニンジン収穫機リース料、これは令和3年度で100万ですか、次の年が200万、200万ありますけれども、これはリース料だから買取りではないですね。ということは、これ以後、6年度、7年度というときにも、やはりこのぐらいのリース料が必要ではないかと思込まれると思うんですけども、その辺りのところがどうなのかということです。

そして、このKTSですか、補助金が町から出ていくわけですけども、これ、3年終わった後、町からの補助金が、これまたどんどん必要なことが生じてくるんじゃないかということを思うんですけども、その辺りの心配は要らないんでしょうか。

○副議長（澤田 俊一君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。小島議員の御質問にお答えします。まず、リース料の件でございます。おっしゃるように、これだけの面積のものを作付しようと思すと、やっぱり人力だけではなくて機械

というものが必要になってきます。播種の機械につきましてはもう既に用意されてますので、一番その収穫に係る機械が今、そこがちょっと課題になっておりますので、大体そのリース契約というのが農機具の場合は7か年というのが耐用年数としてありますので、約7か年のリースになるかなというところでございます。4年目以降につきましては自社負担でやっていただくということになるかと思えます。

4年目以降のK T Sに対する補助ということですが、これは基本的にはもうないということでお約束をさせてもらってるというところでございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。先ほどの関連ですけれども、この財源内訳ですね、これ、黒田参事にお聞きすることになると思うんですけど、特別交付税が8割全て見てあるんですけど、これは特別交付税のルール計算で手堅く8割必ず入るという理解でいいんでしょうか、お願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。御質問の財源の関係、特に特別交付税の御心配でございます。この部分につきましては、ルール算定ということで認識をいたしております。ですので、事業の部分が精算になった部分で特別交付税のほうの申請をしていくということになるかと思えます。以上でございます。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。3点、短く聞かせていただきます。まず、福本で計画されておった部分が、なぜ福本が駄目になったか、それを説明をお願いします。それが1点と、山田で今度地権者、土地を6,700平米ほど購入される予定なんですけれども、このところの地権者は何名おられるのか。そして、もう一点は、農地を買われるわけなんですけれども、その農振除外の申請がスムーズにいくのかどうか、この3点をお聞きいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。安部議員の質問にお答えします。福本圃場が駄目になりましたのは、地権者の、合計で4人いらっしゃったんですが、そのうちのお1人がもうどうしても譲れないというふうなことで、どんな条件でももう駄目だというふうなことをかたくなに言われまして、もうそれ以上の交渉が無理だということで判断したというところでございます。山田のこ

の6,700平米につきましては5名いらっしゃいます。大詰めに来てるということで、何名というのはちょっと、今日のところは控えさせていただきたいと思います。5名全部あって、5名の方と交渉をしてるということでございます。農振除外につきましても、この6,700平米を使う利用計画等をつくりまして、農振除外の所定の手続をしていくということでございます。これにつきましては、地元の山田営農とも、地元の営農法人あるいは周辺営農団体とも連携をしながら、これまで都市部での農産物販売、あるいは加工品に周辺営農団体が作られるものを活用したりとか、そういうようなことで、地元営農組織とも連携して進めてきてるといふところもあります。ただ、農地を潰すということだけではなくて、ここに本施設が設置することによりましてより大きな効果につながっていくだろうということ、地元ともそういうふうにご話をさせていただいてるところであります。そういうふうなものをもって、解除手続に臨んでいきたいというふうなことを考えております。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 確認なんですけども、先ほど山田地域の地区の地権者、5名言われたね。5名でよろしいんやね。それ以外におられませんね、間違いなく。

○副議長（澤田 俊一君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。地権者は5名です。全員で5名ということでございます。以上です。

○副議長（澤田 俊一君） ほかに。関連でございますか。ございませんか。

これ以外でも結構です。質疑のある方。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。新規事業の説明の一覧表、27ページです。その分の2つ目の子育て世帯の生活支援特別給付金事業の内容について2点お尋ねをしたいと思います。対象者の関係で、②番の、一つはこの養育者という中で、これは新生児というんですか、については今年度の4月から来年の2月までに生まれた子供も対象になるということなんですけど、通常、我々考えますと、同級生というくくりをするんですが、2月でくくりますと、こういう交付金の関係で単年度主義からいきますとどうしてもこの一月の分は致し方がないのかなという思いがするんですけど、この辺の考え方というんか、どういう制度なのかという分のことが1点。それから、もう一つは、これも②番で、家計急変者ということで非常に抽象的な表現にしてあります。当然、家計が急変するということなんですけど、先ほどの説明ですと、均等割の非課税世帯と同じような状況というような説明だったと思うんですが、これについては、ましてやこの対象者については申請をしなければなりませんので、もう少しこの家計急変者という定義についての内容の説明をお願いをしたいと思います。以上、2点お願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。御質問いただきました、まず1点目の対象者、対象児童の件で、これから生まれる児童ですね。2月末までに生まれた子供が対象となるというところで、年度で区切っていないというところなんですけども、この辺の考え方につきましては、少しちょっと私のほうで今把握しかねておりますので、また委員会までに調査をさせていただきたいと思います。すみません、ちょっとこの考え方については把握をしておりません。申し訳ございません。

それから、家計急変者の考え方でございますけども、国のほうからこの制度の取扱いについてのQ&A等も出されておまして、それによりますと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、そして、令和3年1月以降の任意の1か月の収入額について、これを12か月換算した年収見込額が市町村民税均等割の非課税相当とみなされる場合、もしくは年収見込額から経費等を控除した年間所得見込額が市町村民税の均等割、非課税相当とみなされる場合に支給対象となりますというふうな考え方が示されております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。確かに3年度は、この資料の説明に書いてますように、3年度分の課税世帯の該当者という分は、これは把握できてますのでそういうことは分かると思うんですね。ところが、現在はこの非課税世帯に該当はしてないけど、今年の1月からですね、先ほどの説明でしたら一月分もしくは1年間分想像する中で、一定の所得がコロナによって所得が減った場合に該当しますよということ、多分そういうことなんだと思いますんで、それらについてももう少し具体的な分の説明というんですかね。例えば、先ほどの税でしたら、対前年の収入が3割減ったとか、そういうふうな具体的な数字がありましたんで、それぞれが各家庭によって、3割減ったから非課税世帯になるとかいうものではないと思うんですけど、その辺が少し住民の方に分かるようにしなければ、これ、あくまで申請主義の給付金ですので、これについてその住民の人にも親切に周知するというんですか、この制度を理解するための方策というのも一度考えてもらいたいなと思うんです。そういうことで質問させてもらってますので、何らかの方法をお願いしたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。議員御指摘のとおり、対象者となる方が漏れのないように、また分かりやすい内容でもって広報に努めたいというふうに考えます。ありがとうございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようでしたら、質疑を終結してよろしいでし

ようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） それでは、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認め、第80号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第24 第81号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第24、第81号議案、令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第81号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、職員の異動等により人件費の補正が生じたことによるもので、病院事業会計との間において相互に言語聴覚士1名と会計年度任用職員の事務員1名を異動したことによるものでございます。

補正内容は、報酬で47万1,000円減額、給料で131万3,000円の減額、職員手当で32万4,000円の減額、共済費で37万4,000円の減額、旅費2万6,000円の増額で、差引き245万6,000円を減額し、同額を予備費に計上するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第81号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 8 1 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 2 5 第 8 2 号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第 2 5、第 8 2 号議案、令和 3 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 2 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4 月の職員の人事異動により減額補正をするもので、人件費を伴う補正のため一般会計繰入金の減額補正も行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 1 3 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 億 9 5 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託しました令和 3 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第 2 6 第 8 3 号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第 2 6、第 8 3 号議案、令和 3 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、担当職員の扶養家族数が減少したことに伴い、扶養手当と期末勤勉手当の予算額を減額補正するもので、人件費を伴う補正のため一般会計繰入金の減額補正

も行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,620万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

本議案についても、第82号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第27 第84号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第27、第84号議案、令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第84号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の職員の人事異動により減額補正をするもので、人件費を伴う補正のため一般会計繰入金の減額補正も行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ205万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,708万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

本議案についても、第82号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第28 第85号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第28、第85号議案、令和3年度神河町訪問看護事業

特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第85号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございます。当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、職員の異動等により人件費の補正が生じたことによるもので、病院事業会計との間において相互に理学療法士1名を異動。そして、作業療法士1名及び会計年度任用職員の事務員1名の計2名を病院会計に異動し、職員数を2名減にするものでございますが、業務への支障はなく、費用対効果のバランス改善に資するものでございます。

補正内容は、報酬で165万9,000円減額、給料で311万円の減額、職員手当で162万円の減額、共済費で96万7,000円の減額、旅費1万2,000円の減額で、合計736万8,000円を減額し、同額を予備費に計上するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第85号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第85号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第29 第86号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第29、第86号議案、令和3年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第86号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月の職員の人事異動等に伴い総係費を補正するもので、給料、手当、法定福利費等で465万5,000円を減額し、同額予備費を増額しております。

次に、予算第4条の資本的支出では、法定福利費の年度予定額の変更により2万1,000円の増額をいたしております。また、施設費の工事請負費で県道改良に伴う水道本管移設工事として850万円を増額いたしております。

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額、1億7,208万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を463万4,000円減額し、3,889万6,000円とするものでございます。

また、予算第8条に定めた一般会計からの補助を受ける金額を7,400万円に改めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。第86号議案、令和3年度水道事業会計補正予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

3条予算及び4条予算の事務費につきましては、町長が説明しましたとおり4月の人事異動によるもので、11ページの表のとおり級別職員の内訳が変わりましたので減額となっております。

次に、水道事業会計補正予算実施計画の5ページを御覧ください。資本的収入及び支出で、1款1項2目施設費、工事請負費で、比延地内の県道改良により埴岡から本城谷川の暗渠排水が今の断面より大きくなるということで、県道敷を占用しています水道管が支障となりますので、延長約27メートルの移設工事が必要となり、工事請負費850万円の増額補正をしております。また、延長に対して工事費が高額であります。移設工事を行うことによる断水を避けるため、不断水仕切り弁を3か所設置いたしますので高額となっております。

次に、第8条の金額改めについてですが、当初予算では一般会計から入ってくる一般会計補助金と消火栓使用料及び消火栓新設・移設工事に係る他会計負担金分全ての金額を計上していましたが、公営企業法では消火栓使用料等は一般会計からの補助とは捉えないことが判明しましたので、今回改定させていただくものです。

以上で、令和3年度水道事業会計予算の詳細説明を終わります。御審議、よろしくお

願いたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第 8 6 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 8 6 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 3 0 第 8 7 号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第 3 0、第 8 7 号議案、令和 3 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 7 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 3 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 3 条の収益的収入の他会計負担金を資本的収入からの振替により 7 5 1 万 7, 0 0 0 円の増額、収益的収支の予定額で、4 月の職員の人事異動に伴い総係費を補正するもので、給料、手当、法定福利費等で 7 5 1 万 7, 0 0 0 円を増額いたしております。

次に、予算第 4 条の資本的収入の他会計負担金で、一般会計出資金を 7 5 1 万 7, 0 0 0 円の減額。法定福利費の年度予定額の変更により 5, 0 0 0 円の増額、神崎第 1 処理場の全窒素、全リン自動測定装置及び UV 計が老朽化により故障し、更新工事を行うため、工事請負費を 1, 0 0 0 万円増額いたしております。

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額、2 億 3, 7 6 4 万 7, 0 0 0 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 7 5 2 万 2, 0 0 0 円増額し、4, 1 2 9 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。第87号議案、令和3年度下水道事業会計補正予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

3条予算及び4条予算の事務費につきましては、町長が説明しましたとおり4月の人事異動によるものでございます。13ページの表のとおり、1名の増員及び級別職員の内訳が変わりましたので増額となっております。

次に、下水道事業会計補正予算実施計画の8ページを御覧ください。資本的収入及び支出で、1款1項2目施設費、工事請負費で、神崎第1処理場の全窒素・全リン自動測定装置及びUV計が老朽化により故障し、早急に更新を行わなくてはならなくなったため、工事請負費1,000万円の増額補正を行います。この各計測機械は自動で3時間ごとに数値を測定をいたします。今現在はポータブルの機械を使っております、簡易測定器で1日1回の手動での測定となっております。県の水大気課から早急に改修するように指導を受けております。各計器は平成5年度の設置から一度も更新をされておらず、設置後28年が経過しております。各計器の耐用年数は10年となっております、更新時期をはるかに過ぎていた状況でございます。

次に、他会計負担金の振替は、3条会計の給与費等が増額したことによる財源を確保するためのものでございます。

以上で、令和3年度下水道事業会計予算の詳細説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第87号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第87号議案は、原案のとおり可決しました。

○副議長（澤田 俊一君） 日程第31、第88号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第88号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、職員の異動等により人件費の補正が生じたことによるもので、介護療育支援事業特別会計及び訪問看護事業特別会計と病院事業会計との間において理学療法士1名、言語聴覚士1名を相互に異動。さらに、作業療法士1名及び会計年度任用職員の事務員1名を訪問看護事業特別会計から異動することにより、職員数を計2名増とするものでございます。

補正内容は、給料で200万6,000円の増額、職員手当で75万9,000円の減額、賞与引当金繰入額で17万7,000円の増額、報酬で315万4,000円の増額、会計年度任用職員手当で78万8,000円の増額、法定福利費で536万4,000円の増額、法定福利費引当金繰入額で32万6,000円の増額、経費の旅費・交通費で22万円の減額で、差引き1,083万6,000円の増額となり、予算第3条の収益的支出の予定額を35億1,453万6,000円とするものでございます。

なお、このたびの補正により、収入支出の収支差は1,083万6,000円開くことになり、当年度留保資金が1,282万3,000円となりますが、会計上特に問題が生じるものではございません。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を1,105万6,000円増額し、21億9,316万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第88号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 88 号議案は、原案のとおり可決しました。

○副議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここでお諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、明日から 6 月 20 日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、明日から 6 月 20 日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6 月 21 日午前 9 時 30 分再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 39 分散会
